

度会町 福祉総合計画

第3期地域福祉計画

第2期地域福祉活動計画

「お互いさま」で支え合い 自分らしく暮らせるまち

令和6年3月

度会町

度会町社会福祉協議会

ごあいさつ

度会町では、平成 24 年度に社会福祉法に基づき「地域福祉計画」を策定し、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方針を定め、誰もが自分らしく誇りを持ち、心の豊かさも育むことができるまちづくりをめざして、地域福祉を推進してまいりました。

近年では、本町においても、少子高齢化や人口の減少の進行に加え、個人の価値観やライフスタイルの多様化などによって、地域における交流やつながりが希薄化し、支え合いの基盤が弱まっています。

このような状況の中、住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指し「第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画」を策定しました。本計画では、多様化、複合化する地域の課題や、制度の狭間にある課題に対応するために、地域福祉計画に合わせ、新たに「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」を一体的に策定しています。

本計画の基本理念とする「お互いさまで支え合い、自分らしく暮らせるまち」を目指し、課題の解決へ取り組んでまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました策定委員会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言を賜りました多くの町民の皆さま、関係機関の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

度会町長 **中村 忠彦**

ごあいさつ

町民の皆さまには益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、社会福祉協議会に対し多大なるご指導とご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

令和6年度から令和11年度までの6年間、第2期地域福祉活動計画の策定により度会町の現状、課題の整備にあたり地域福祉の充実、向上を指針としている社会福祉協議会の事業、活動をより重視し、地域の皆さまが住み慣れた町でいつまでも健康でいられるように自助、互助、共助、公助を視点において町民同士の支え合い等の関係を築き、ひとりひとりの福祉ニーズに対応を行ない、サービス提供を実施しながら住みよい町をより一層めざし遂行していく所存でございます。

結びに、町民の皆さまのご健康とご多幸を祈り、また、社会福祉協議会に対しご指導、ご支援を賜わり豊かな町づくりの参画を切にお願い申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人 度会町社会福祉協議会

会長 **福井 利彦**

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方	1
3 計画策定の趣旨	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画の期間	5
6 計画の策定体制	6
第2章 度会町の現状と課題	7
1 度会町の現状	7
2 度会町の地域資源の状況	14
3 度会町を取り巻く状況	20
第3章 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念	34
2 基本目標	34
3 度会町における地域共生社会の実現に向けて	35
4 施策体系	36
第4章 目標達成のための取り組み	37
基本目標1 支え合いの人づくり	37
基本目標2 安心・安全な仕組みづくり	42
基本目標3 ふれあいの場所づくり	53
基本目標4 地域生活を支える環境づくり	55
第5章 計画の推進に向けて	59
1 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進	59
2 計画の進行管理	59
資料編	60
1 計画策定の経過	60
2 ワークショップまとめ	61
3 度会町保健福祉事業計画策定委員会名簿	63

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等まちで暮らすすべての人が主役となって、お互いに支え合い、助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。

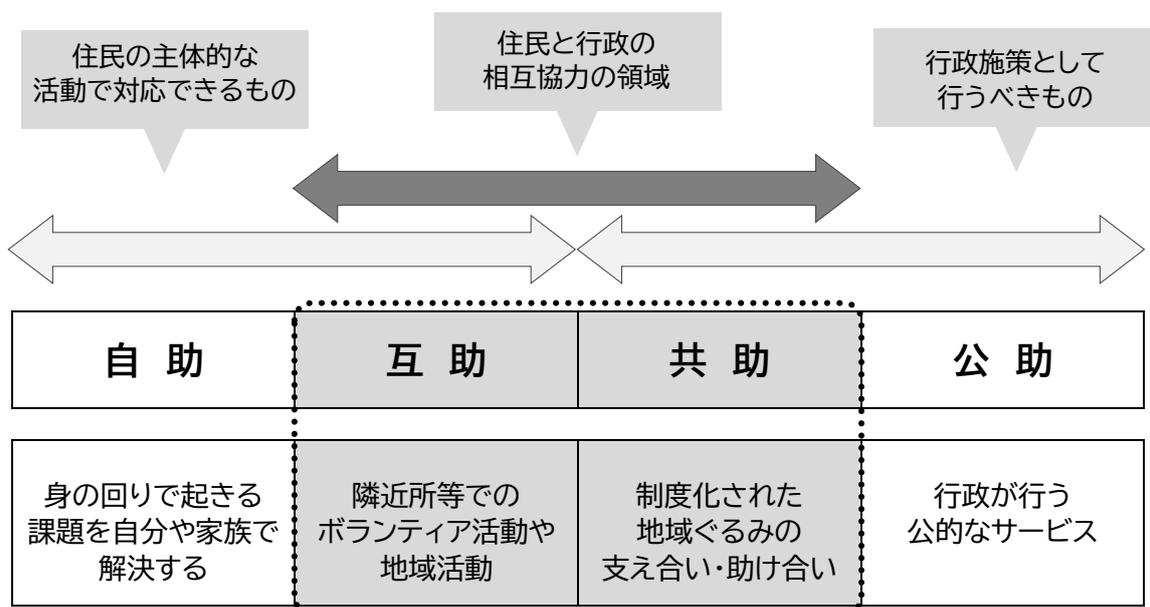
近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化、社会情勢が変動する中で、人々の価値観は多様化し住民同士のつながりの希薄化が浮き彫りになっており、私たちの生活は様々な課題に直面しています。

また、孤立・孤独や虐待、生活困窮者や自殺者の増加などの社会問題や、現在の福祉制度では対応できない、制度の狭間と呼ばれる課題に対応するための支援が必要となっています。そのため、令和3年に社会福祉法の一部が改正施行され、生活課題を抱える住民を支援する体制や、住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的に支援することができるよう、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

多様化・複雑化する課題や一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域での住民同士の支え合い、助け合いによる取り組みを進めていく必要があります。

2 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが必要となり、「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要となります。



3 計画策定の趣旨

わが国では、高齢化や人口減少が進み、地域における支え合いや助け合いの基盤が年々弱まっています。人口減少が本格化することで、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、大規模な自然災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれています。

また、社会保障制度は、これまで高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごと、生活に必要な機能ごとに人々の暮らしを支えてきましたが、近年は様々な分野の課題が絡み合って多様化・複雑化し、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーの問題など個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況も増えています。

こうした社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域における住民同士のつながりを再構築することが重要です。誰もが自身の役割を自覚し、お互いが存在を認め合い、そして支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が求められています。

本町においても、少子高齢化や人口減少が進むとともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報化社会の進展などによって地域のつながりが希薄化し、地域での見守りや支え合いが難しくなっています。誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が協働し、お互いに助け合い、支え合いながら課題解決に取り組む仕組みづくりがますます重要になっています。

こうした仕組みづくりを推進するための指針として、この度「度会町第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。孤立している人や困っていても専門機関につながるができない人、制度の狭間と言われる課題を抱えた人などに積極的にアプローチし、支援を行う取り組みなどを盛り込んでいます。

本計画及び関連する各分野の個別計画に基づき、住民の困りごとや悩みなどに適切に対応する様々な施策を推進することにより、誰もが安心して、いつまでも住み続けたいと思える地域づくりをめざします。

4 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域社会の推進に取り組むための『理念』や『仕組み』をつくる総合的な計画として、市町村が策定する計画であり、平成 30 年に社会福祉法が改正され、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となって策定するもので、住民や地域と取り組む具体的な内容が盛り込まれた民間の行動計画です。

社会福祉法（抄）

【地域福祉の推進】

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

【市町村地域福祉計画】

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会】

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

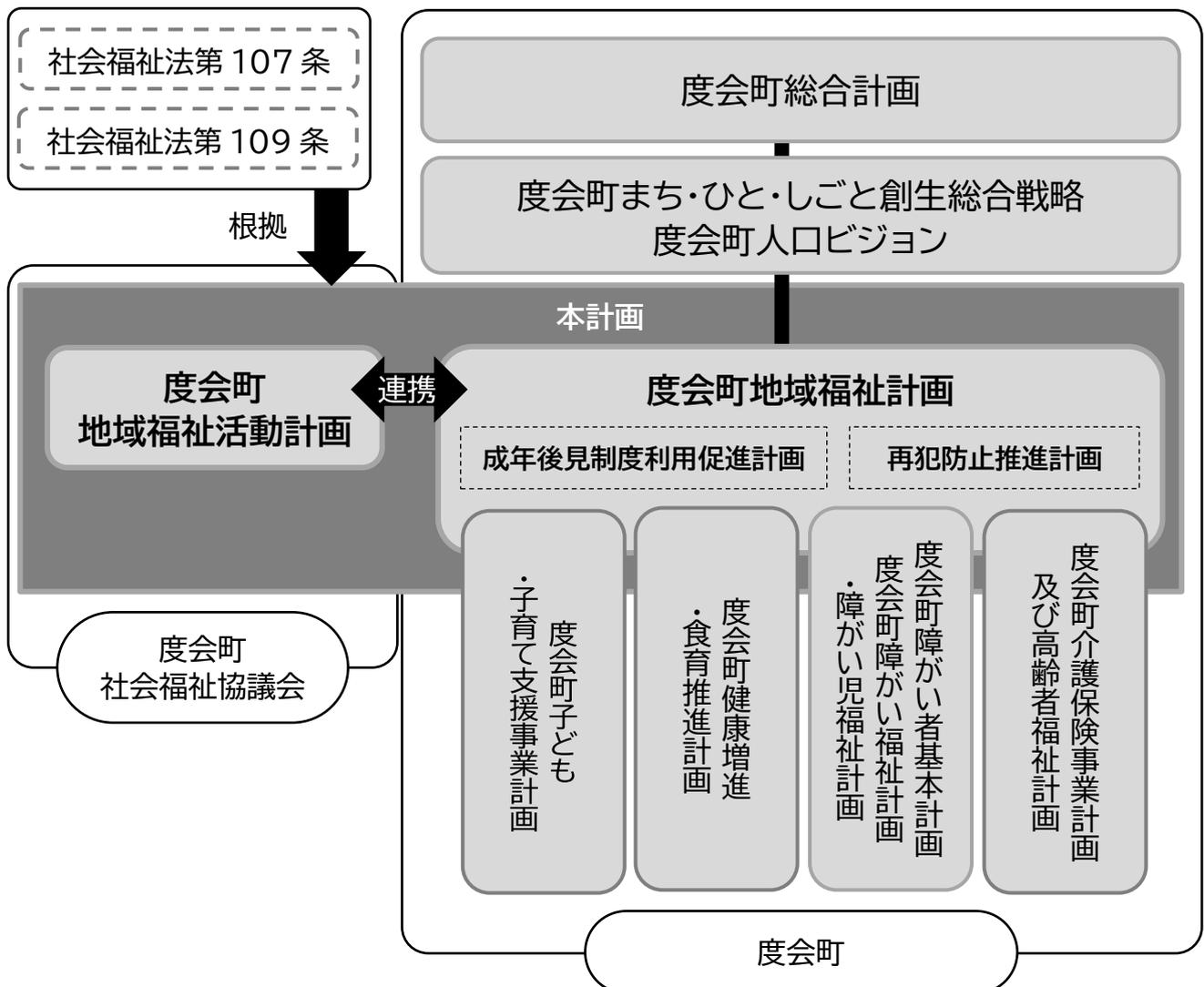
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 度会町における位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として策定するものであり、「社会福祉法」において、福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置づけられています。

併せて、町政運営の基本方針である、「度会町総合計画」に即した福祉分野の計画として、関連する高齢者・障がいのある人、児童などの個別計画を横断的につなぐとともに、各計画との整合・連携を図っていくものとします。

加えて、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）第 14 条 1 項に基づく「成年後見制度利用促進計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）第 8 条 1 項に基づく「再犯防止推進計画」について、本計画の中に位置づけます。



5 計画の期間

「度会町第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画」の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間です。

いずれの計画も、社会情勢に大きな変化があった場合などは、計画期間中であっても適切に見直しを行うものとしします。

各計画	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
総合計画	第7次					
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 (本計画)	第3期 第2期					
障がい者基本計画	第4次					
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第7期 第3期			第8期 第4期		
介護保険事業計画及び 高齢者福祉計画	第9期 第10期			第10期 第11期		
健康増進・食育推進計画	第2期					
子ども・子育て支援事業計画	第2期	第3期				

6 計画の策定体制

(1) 住民アンケート調査

福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握することを目的として、町内在住の18歳以上の方1,010人を対象としたアンケート調査を実施しました。

■調査概要

調査対象者	： 度会町在住の18歳以上の住民（無作為抽出）
調査期間	： 令和4年11月28日～12月9日
調査方法	： 郵送による配布・回収（無記名回答）
有効回答率	： 44.9%（453件／1,010件）

(2) ワークショップの実施

より良い度会町を実現するためにまちの課題や自分たちにできることを話し合っただき、計画策定の基礎資料とするために、「中学生」を対象として1回、「福祉関係団体」を対象として2回の計3回のワークショップを実施しました。

(3) 各種会議の実施

計画内容の検討にあたっては、学識経験者や各関係団体、関係機関等によって構成される「度会町保健福祉事業計画策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、住民の方々よりご意見をいただくために、下記の通りにパブリックコメントを実施しました。

期 間	： 令和5年12月14日（木）～28日（木）
意見提出数	： 0件（0人）

第2章 度会町の現状と課題

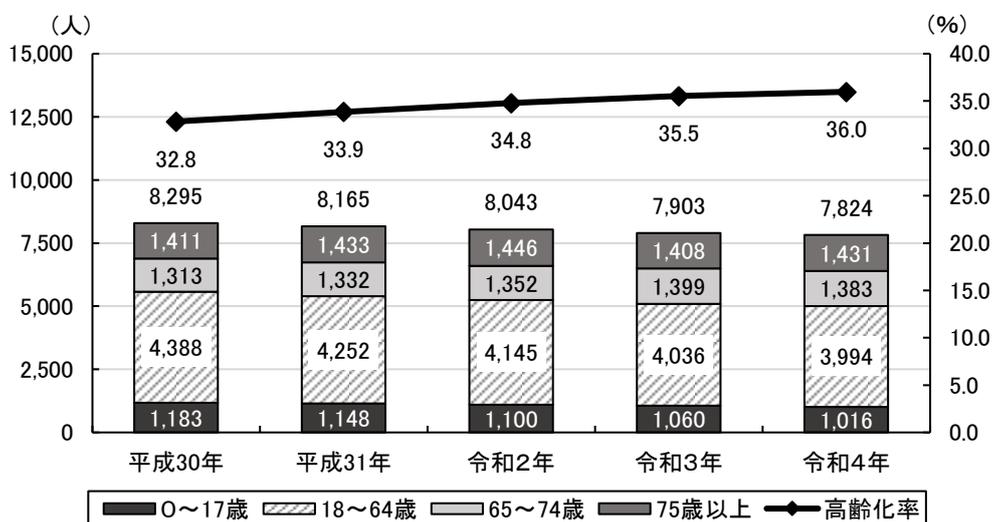
1 度会町の現状

(1) 人口・世帯数の推移

①総人口・年齢4区分人口及び高齢化率の推移

本町の総人口は減少し続けており、平成30年から令和4年にかけて471人減少しています。

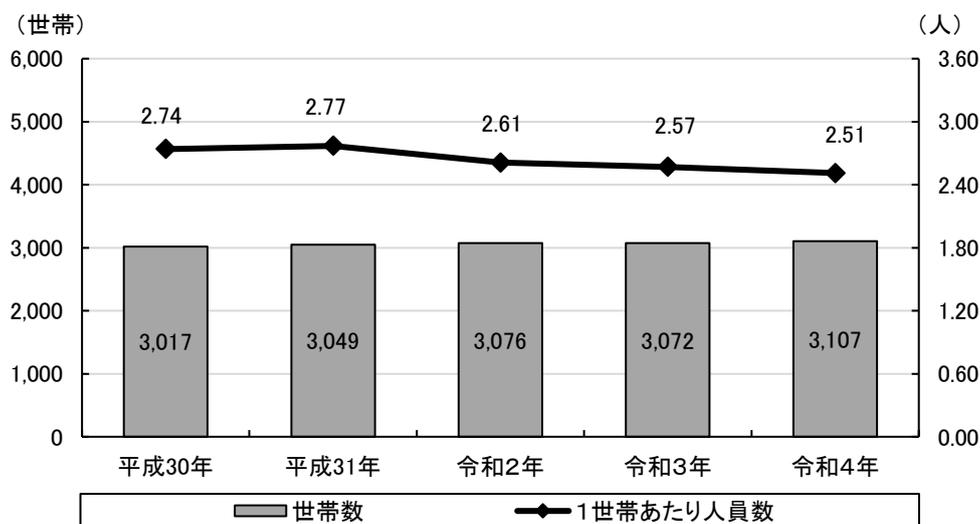
また、年齢4区分別人口の推移をみると、0～17歳、18～64歳は減少し続けています。高齢化率は年々上昇しており、令和4年は36.0%となっています。高齢者数について、65～74歳の前期高齢者数は令和4年に減少に転じています。



資料：住民基本台帳（各年9月末）

②世帯数及び1世帯あたり人員数の推移

本町の世帯数は年々増加しており、核家族化、世帯分離等が進んでいることがうかがえます。また、1世帯あたり人員数は減少傾向にあり、令和4年は2.51人となっています。



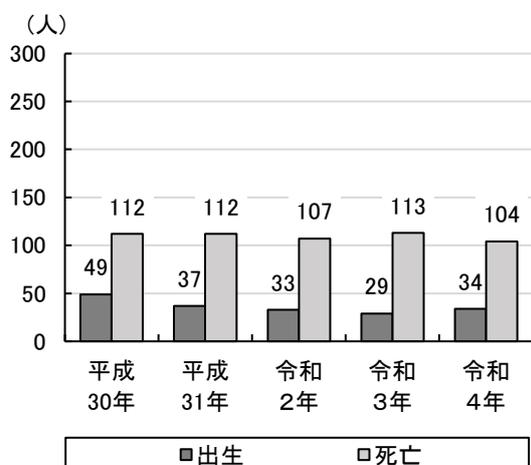
資料：住民基本台帳（各年9月末）

(2) 人口動態

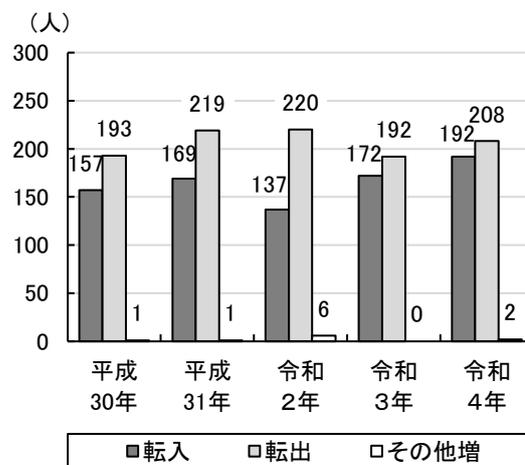
①自然動態と社会動態

本町の人口動態についてみると、自然動態では各年において死亡者数が出生者数を上回っています。社会動態については、各年において転出者数が転入者数を上回っていますが、令和2年以降転入者は増加傾向にあり、令和4年時点で192人となっています。

■自然動態



■社会動態

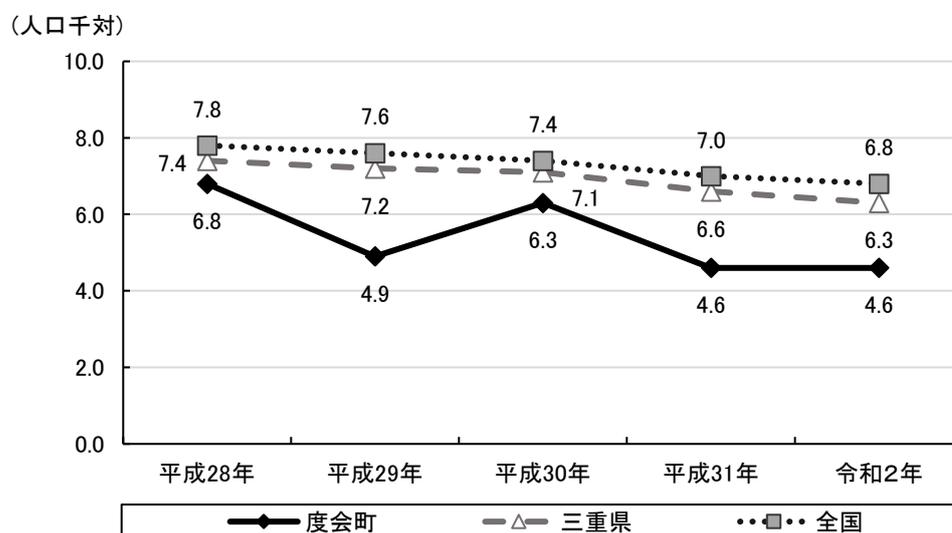


資料：税務住民課

②出生率と死亡率の推移

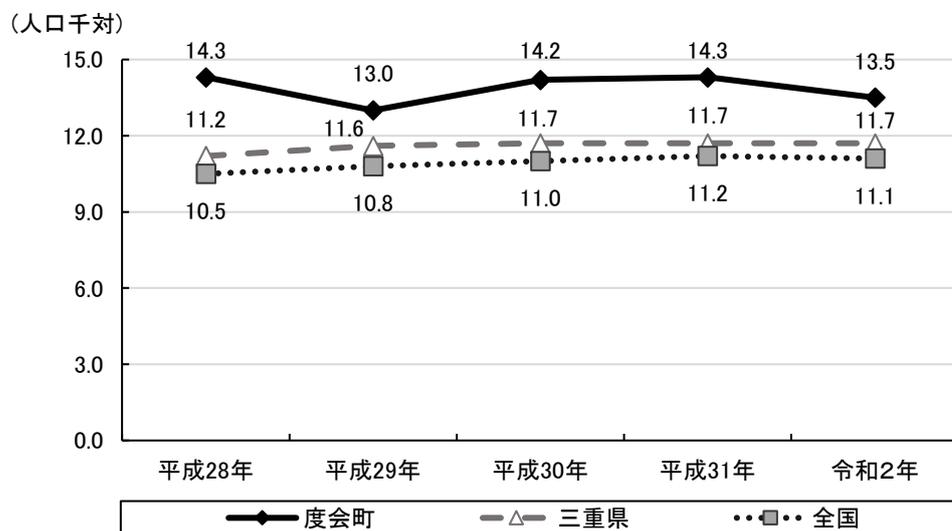
本町の出生率は、平成28年以降三重県や全国を下回って推移しています。
一方、死亡率は、平成28年以降三重県や全国を上回って推移しています。

■出生率の推移（三重県、全国との比較）



資料：伊勢保健所年報

■死亡率の推移（三重県、全国との比較）

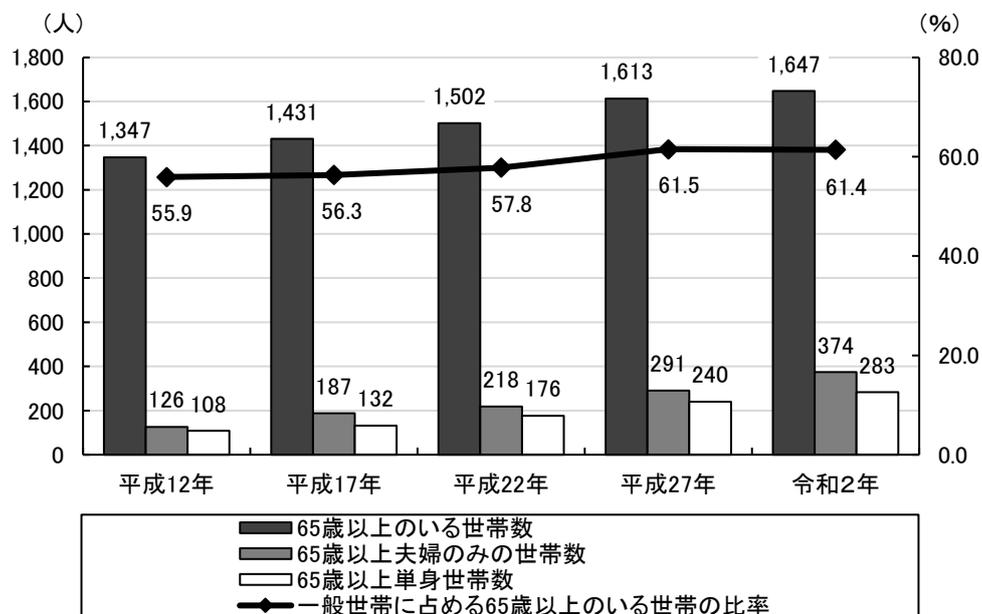


資料：伊勢保健所年報

(3) 高齢者世帯数と要支援・要介護認定者数の推移

① 高齢者世帯数等の推移

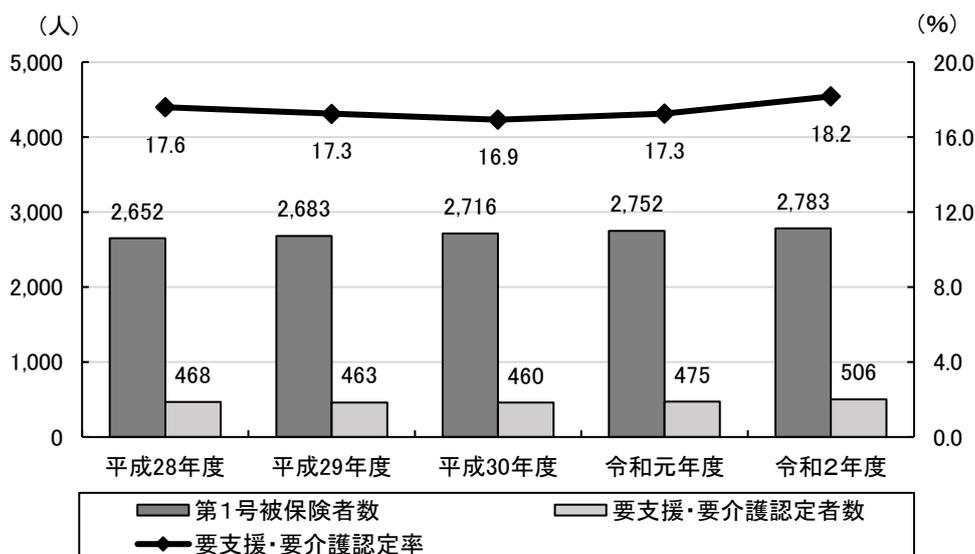
本町の高齢者世帯数は増加傾向にあり、一般世帯に占める65歳以上のいる世帯の比率は令和2年で61.4%となっています。特に、65歳以上夫婦のみの世帯数、65歳以上単身世帯数は、平成12年と比較すると、令和2年は2倍以上に増加しています。



資料：国勢調査

② 要支援・要介護認定者数の推移

本町の第1号被保険者数は、平成28年度から増加傾向にあり、要支援・要介護認定者数は令和2年度で506人となっています。要支援・要介護認定率は平成30年度にかけて低下していましたが、令和元年度に上昇に転じ、令和2年度は18.2%となっています。

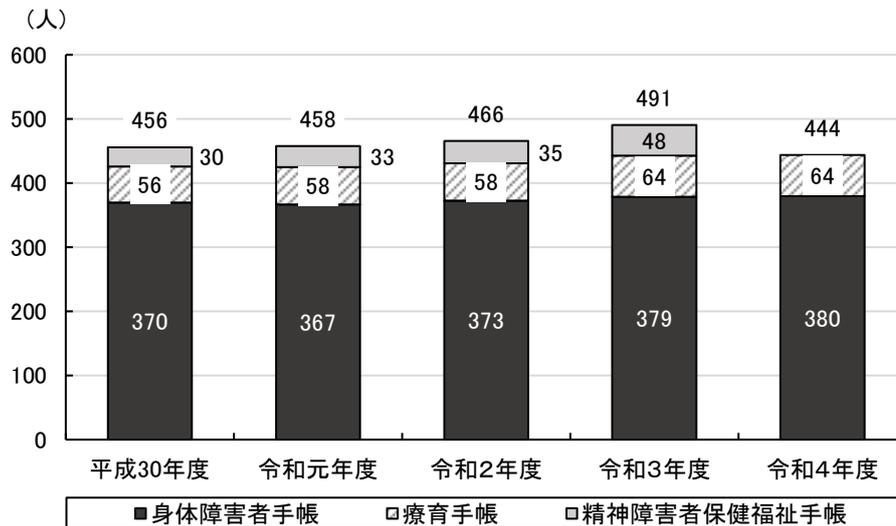


資料：介護保険事業状況報告（各年度3月末時点）

(4) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和3年度末時点では身体障害者手帳所持者数が379人、療育手帳所持者数が64人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が48人となっています。平成30年度と比較すると、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約1.6倍となっています。



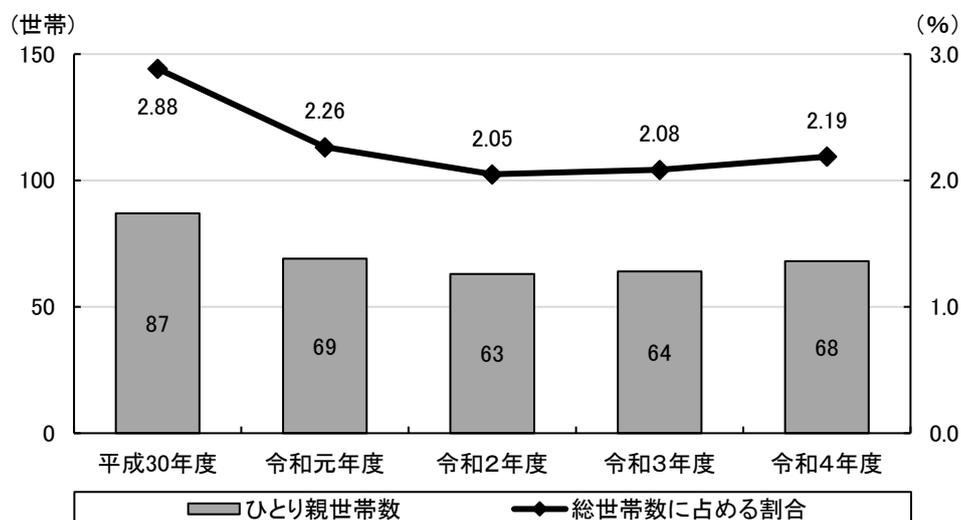
資料：保健こども課（各年度末時点）

※令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、統計が出次第掲載いたします。

(5) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数等の推移

本町のひとり親世帯数は令和2年度にかけて減少していましたが、令和3年度に増加に転じ、令和4年度は68世帯となっています。総世帯数に占める割合は、令和4年度時点で2.19%となっています。



資料：税務住民課

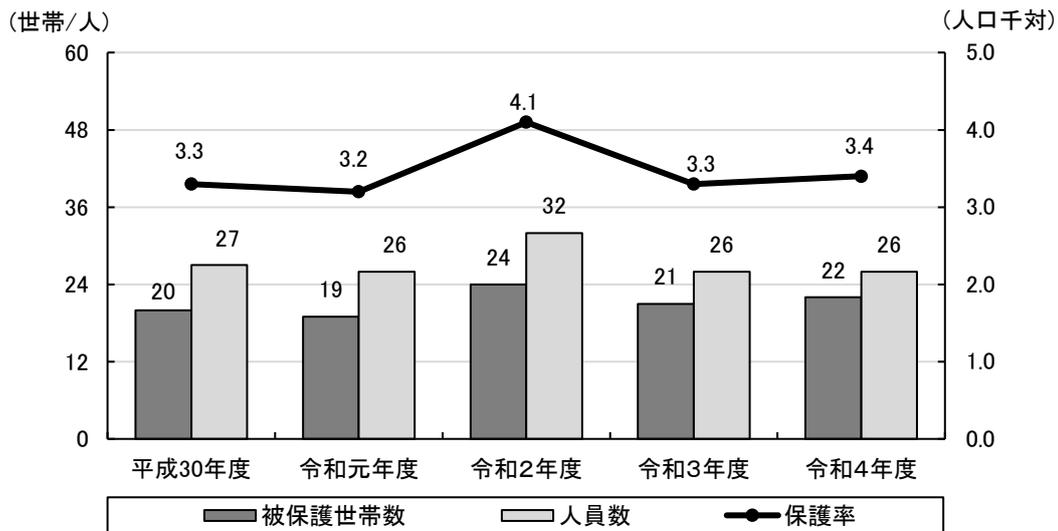
(6) 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数等の推移

本町の被保護世帯数と人員数は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。保護率は令和2年度に4.1%と上昇していますが、令和4年度は3.4%となっています。

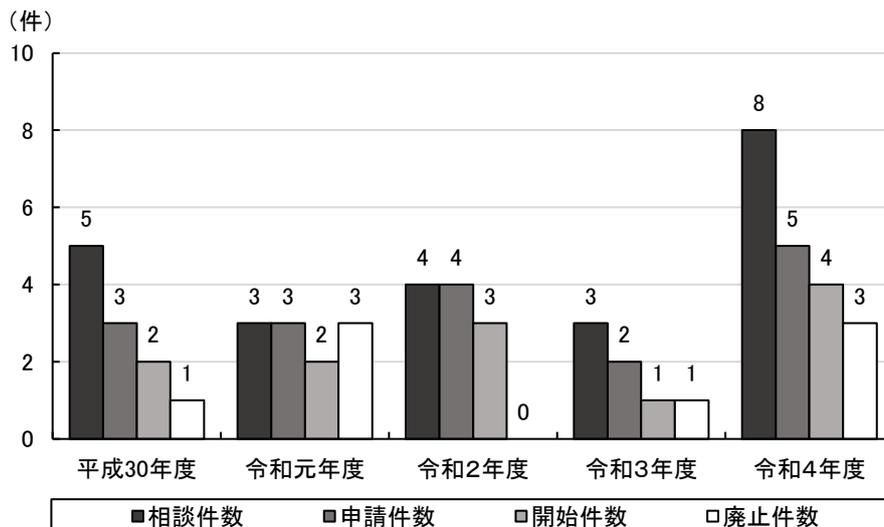
生活保護相談件数、申請件数、開始件数は、いずれも令和4年度が最も多くなっています。令和4年度は相談件数が8件、申請件数が5件、開始件数が4件、廃止件数が3件となっています。

■被保護世帯数、人員数及び保護率の推移



資料：多気度会福祉事業所（各年度3月末時点）

■生活保護相談、申請、開始、廃止件数の推移

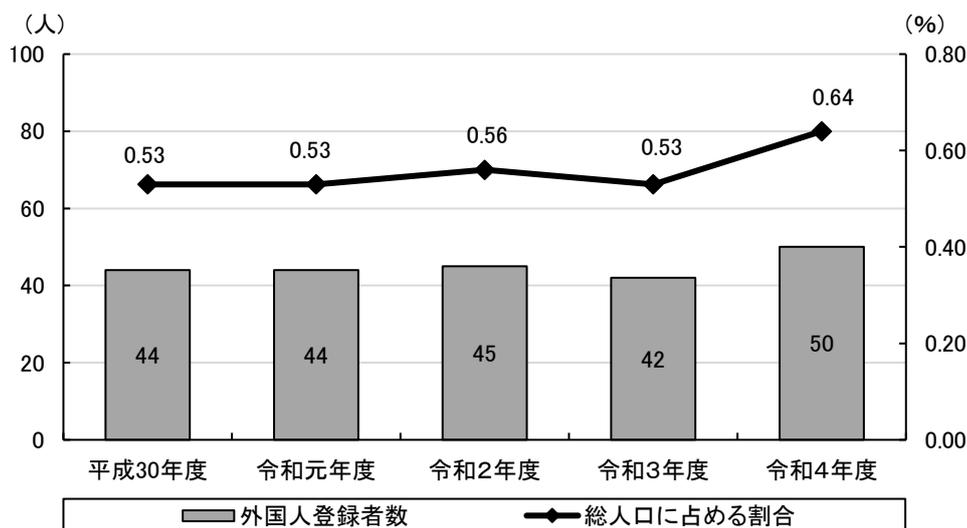


資料：多気度会福祉事業所（各年度3月末時点）

(7) 外国人人口の推移

外国人人口等の推移

本町の外国人人口は、令和3年度に減少に転じましたが令和4年度に増加に転じ、50人となっています。総人口に占める割合は、総人口が減少していることから上昇しており、令和4年度は0.64%となっています。

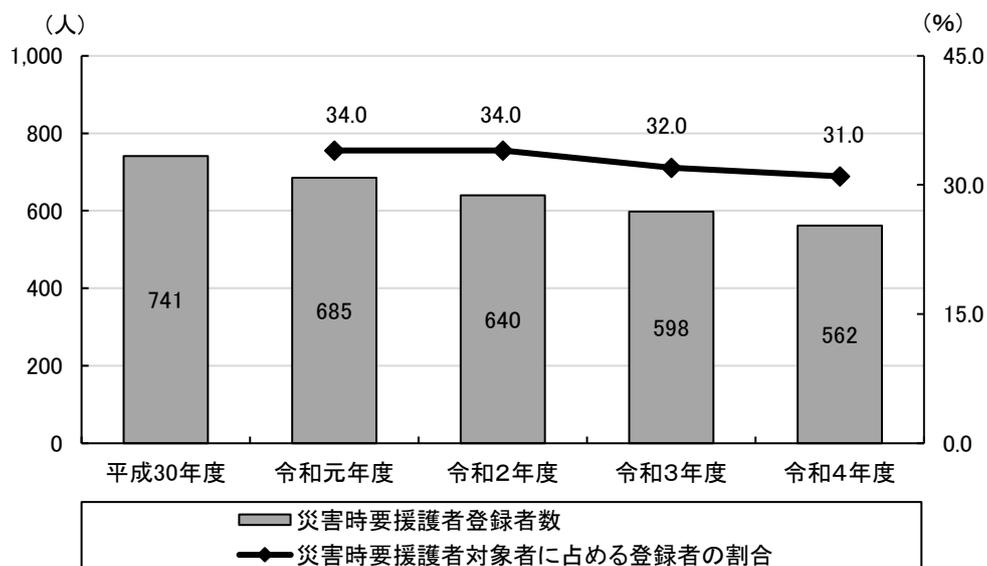


資料：税務住民課（各年度3月末時点）

(8) 災害時要援護者登録者数の推移

災害時要援護者登録者数等の推移

災害時要援護者登録者数は、令和4年度にかけて減少し続けており、令和4年度は562人となっています。また、災害時要援護者対象者に占める登録者の割合も低下しています。



※平成30年度は災害時要援護者対象者の集計を行っておりません。

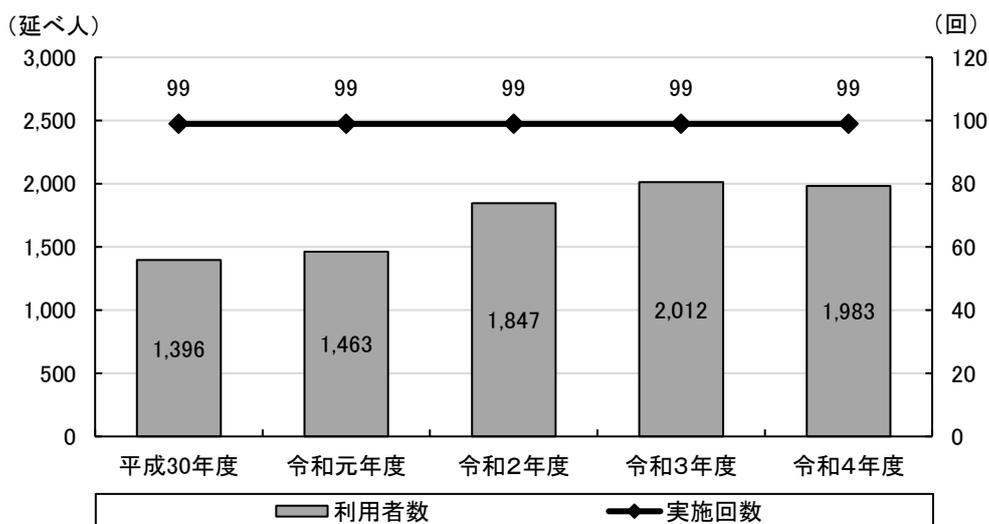
資料：地域包括支援センター

2 度会町の地域資源の状況

(1) 社会福祉協議会の活動

食事サービス利用者数、実施回数の推移

食事サービス利用者数は、令和3年度にかけて増加していましたが、令和4年度に減少に転じ、1,983人となっています。実施回数は横ばいで推移しており、令和4年度は99回となっています。

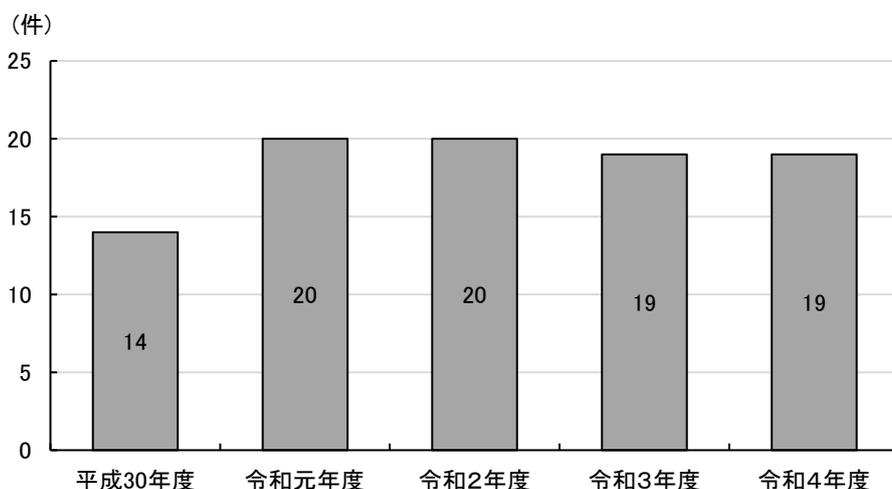


資料：度会町社会福祉協議会（各年度3月末時点）

(2) 地域活動の状況

① 「寄ってこカフェ」設置数の推移

「寄ってこカフェ」設置数は、令和元年度に20件となり、令和4年度に19件となっています。



資料：長寿福祉課

②地区民生委員児童委員の活動

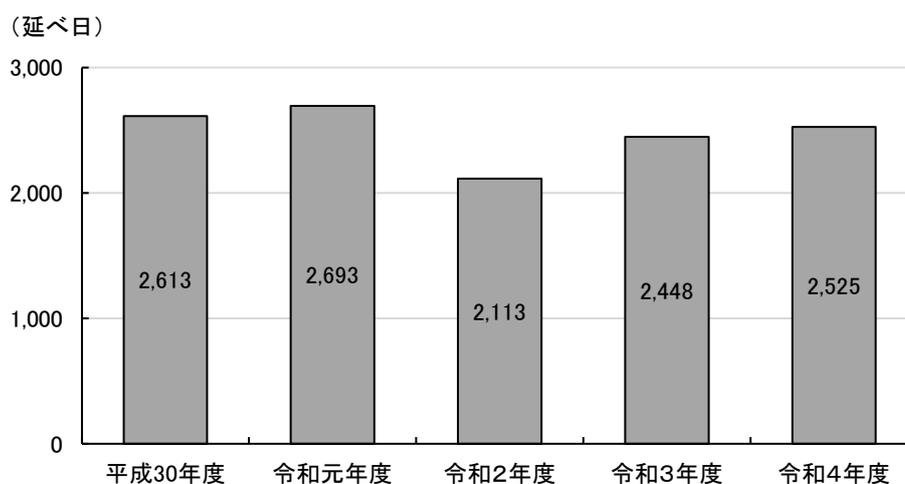
令和4年度現在、地区民生委員児童委員協議会は、1地区、1団体で、民生委員児童委員、主任児童委員を合わせて29人となっています。令和4年度の民生委員児童委員の活動延べ日数は、2,525日となっています。

■地区民生委員児童委員協議会数及び人数（令和4年度）

地区	地区民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員	主任児童委員
1地区	1団体	27人	2人

資料：長寿福祉課

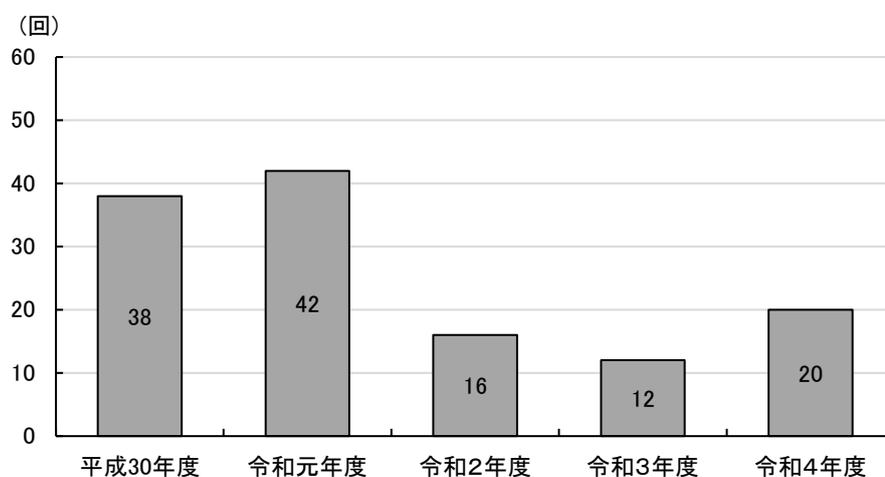
■民生委員児童委員の活動日数の推移



資料：度会町社会福祉協議会

③食生活改善推進員活動回数の推移

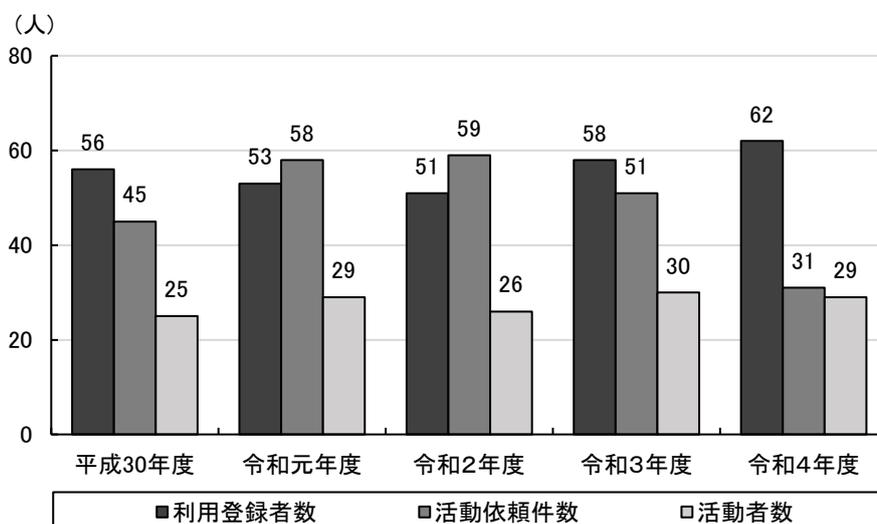
食生活改善推進員活動回数は、令和2年度に大きく減少し、令和4年度は20回となっています。



資料：保健こども課

④地域お助け隊の利用登録者数と活動依頼件数、活動者数の推移

地域お助け隊の利用登録者数は、令和3年度に増加に転じ、令和4年度は62人となっています。活動依頼件数は、令和2年度をピークとして減少しています。また、活動者数は増減を繰り返しており、令和4年度は29人となっています。

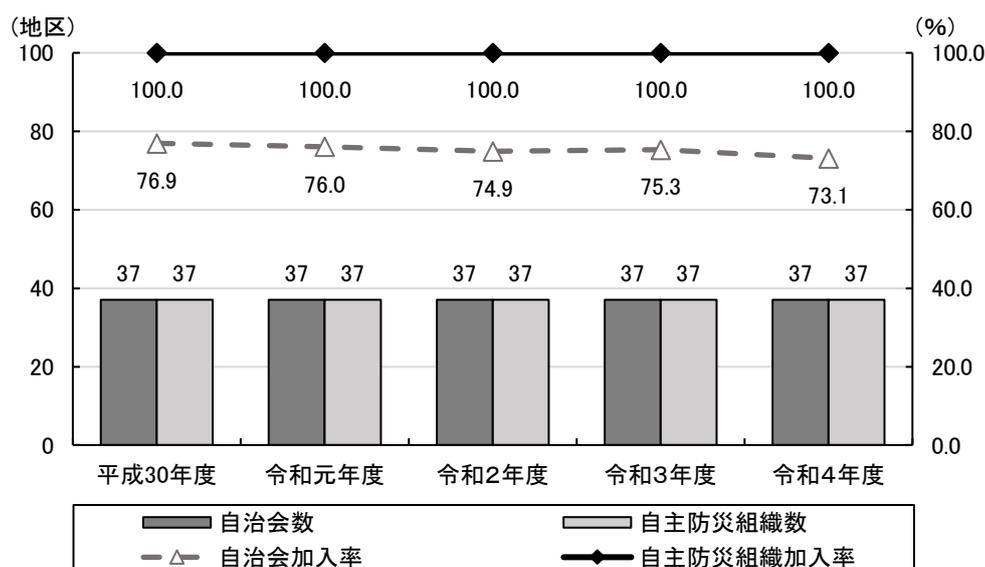


資料：度会町社会福祉協議会（各年度3月末時点）

(3) 自治会等の状況

①自治会数と自主防災組織数、加入率の推移

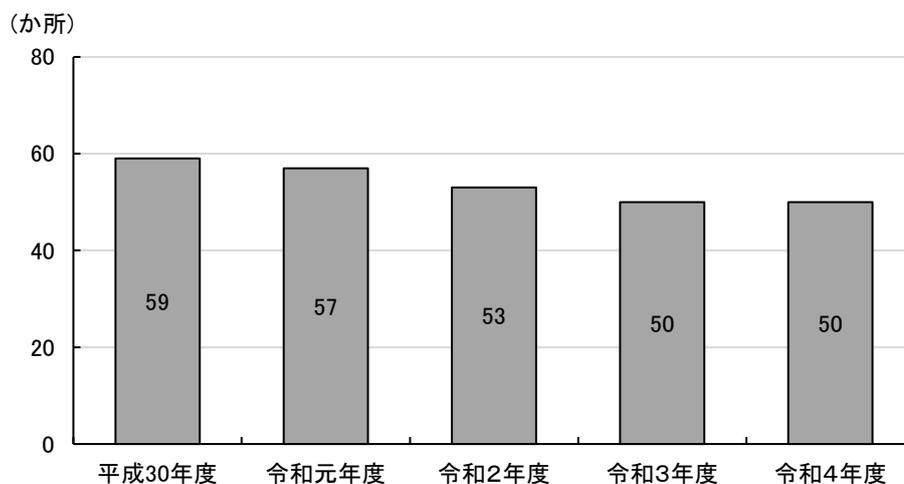
自治会数、自主防災組織数は、37地区を維持しています。また、自治会加入率は平成30年度から令和4年度にかけて、3.8ポイント減少しています。自主防災組織加入率は、全自治会が加入していることから、100.0%となっています。



資料：みらい安心課

②「子ども 110 番の家」設置か所数の推移

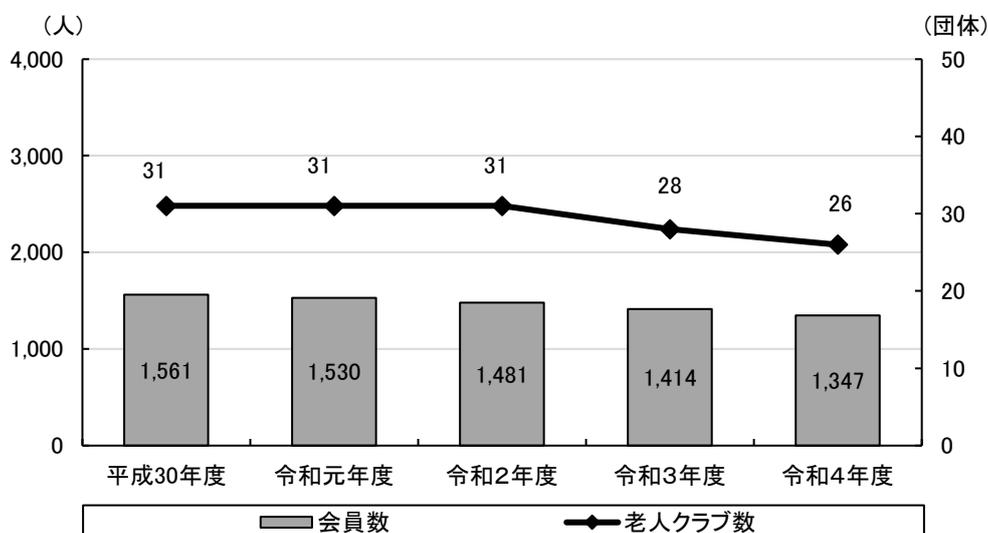
「子ども 110 番の家」の設置か所数は、平成 30 年度以降減少し続けており、令和 4 年度は 50 か所となっています。



資料：教育委員会（各年度3月末時点）

③老人クラブの団体数及び会員数の推移

老人クラブの団体数、会員数ともに減少傾向にあり、令和 4 年度には 26 団体、1,347 人となっています。平成 30 年度から 5 団体、214 人の減少となっています。

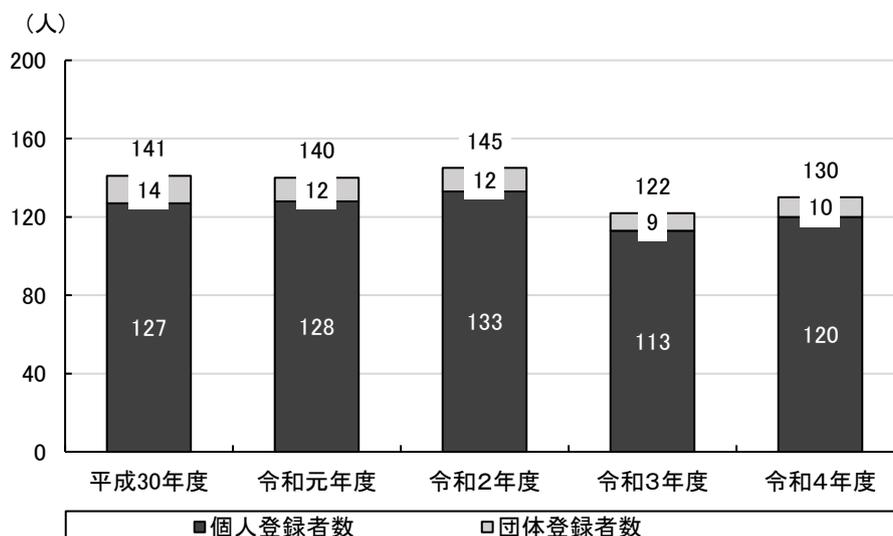


資料：度会町社会福祉協議会（各年度3月末時点）

(4) ボランティア団体の推移

ボランティア個人登録者数、団体登録者数の推移

ボランティア登録者数は増減を繰り返しており、令和4年度は130人となっています。



資料：度会町社会福祉協議会（各年度3月末時点）

(5) 特定非営利活動法人（NPO法人）認証数の推移

特定非営利活動法人（NPO法人）認証数の推移

本町を活動拠点とする団体は、平成30年度以降1法人となっています。三重県のNPO法人の認証数は令和2年度まで減少傾向にあり、令和3年度に増加に転じましたが、令和4年度に再び減少に転じています。

単位：法人

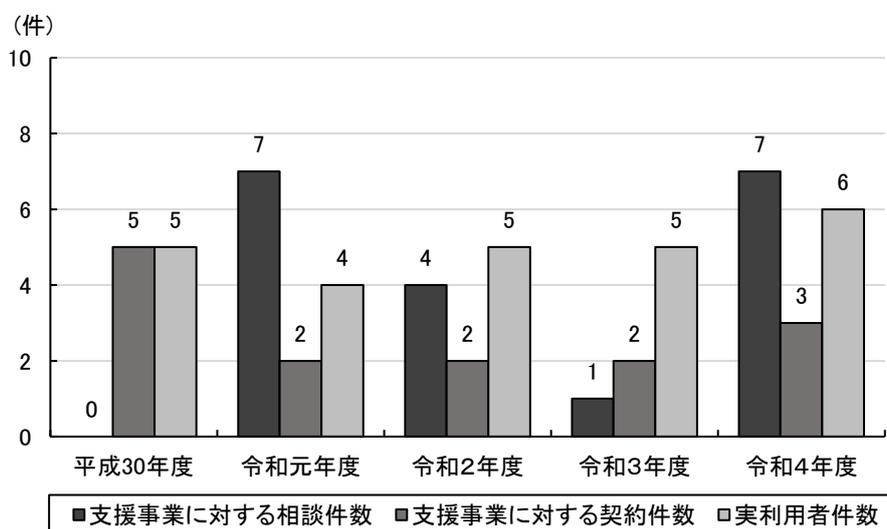
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
度会町	1	1	1	1	1
三重県 (度会町含む)	743	742	740	753	748

資料：総務課

(6) 日常生活自立支援事業の相談援助件数の推移

日常生活自立支援事業の相談援助件数の推移

日常生活自立支援事業の相談援助件数は、令和4年度に7件、支援事業に対する契約件数は、令和4年度に3件となっています。また、実利用者件数は、令和元年度から増加傾向にあります。

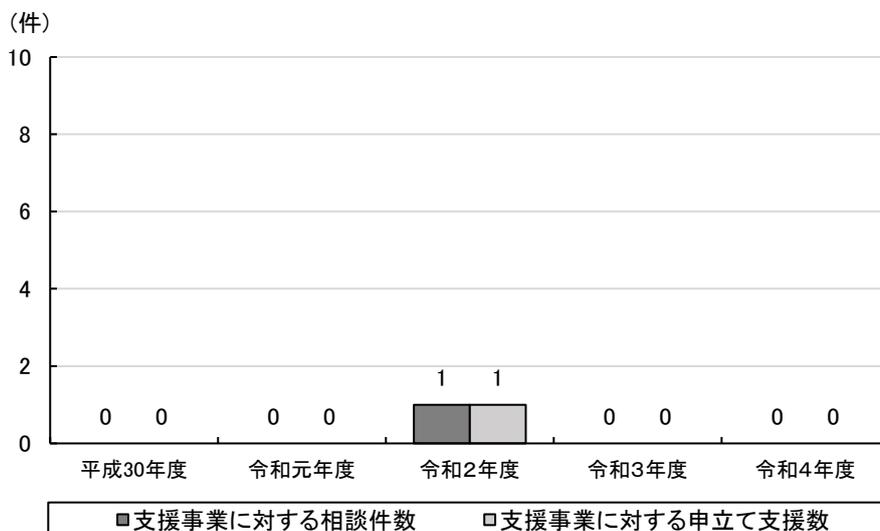


資料：度会町社会福祉協議会（各年度3月末時点）

(7) 権利擁護・成年後見制度利用支援事業（相談支援）の状況

権利擁護・成年後見制度利用支援事業（相談支援）の推移

権利擁護・成年後見制度利用支援事業に対する相談件数は、令和2年度に1件、支援事業に対する申立て支援数は、令和2年度に1件となっており、令和2年度以外の年度では0件となっています。



資料：長寿福祉課

3 度会町を取り巻く状況

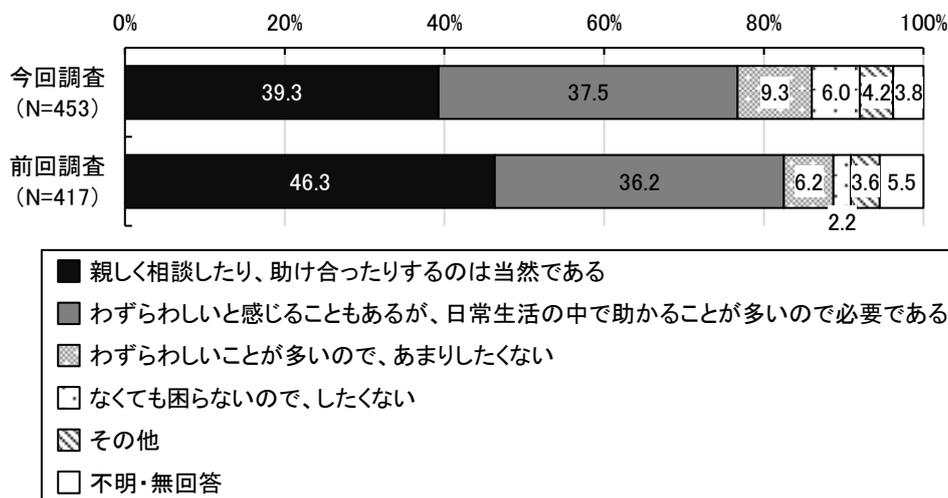
前回計画の施策体系に基づき、住民へのアンケート調査、庁内検証で明らかになった本町を取り巻く状況や課題について記載しています。

(1) 支え合いの人づくり

アンケート調査結果

■ 近所の人との付き合いに対する考え方

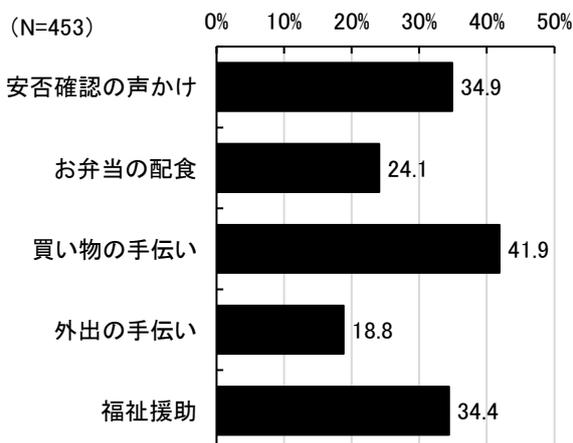
「親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である」は前回より減少し 39.3%、「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」「なくても困らないので、したくない」は前回より増加し、それぞれ 9.3%、6.0%となっています。



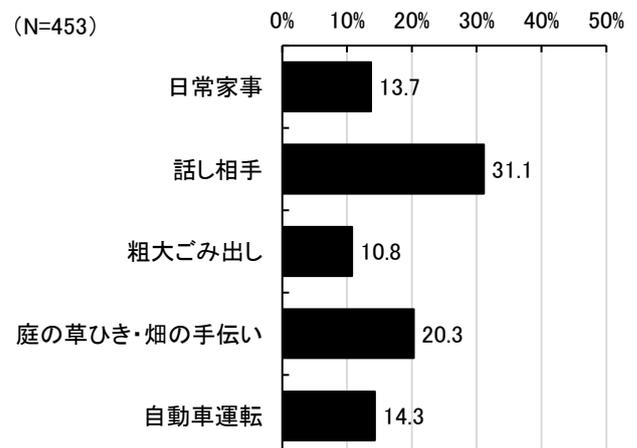
■ 日常生活が不自由になったときにしてほしい手助けや自分ができる手助けについて (上位5項目抜粋)

手助けしてほしいことでは、「買い物の手伝い」「安否確認の声かけ」が高くなっています。手助けできることでは、「話し相手」「庭の草ひき・畑の手伝い」「自動車運転」が高くなっています。

■ 手助けしてほしいこと

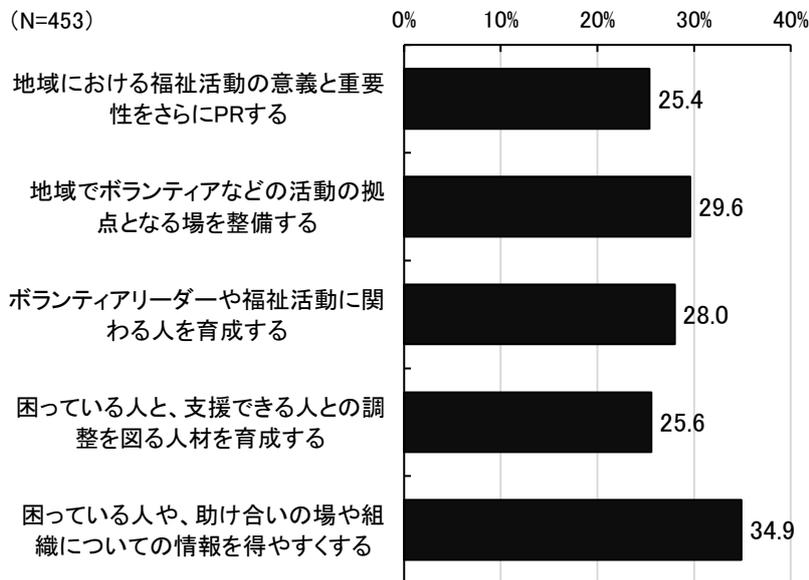


■ 手助けできること



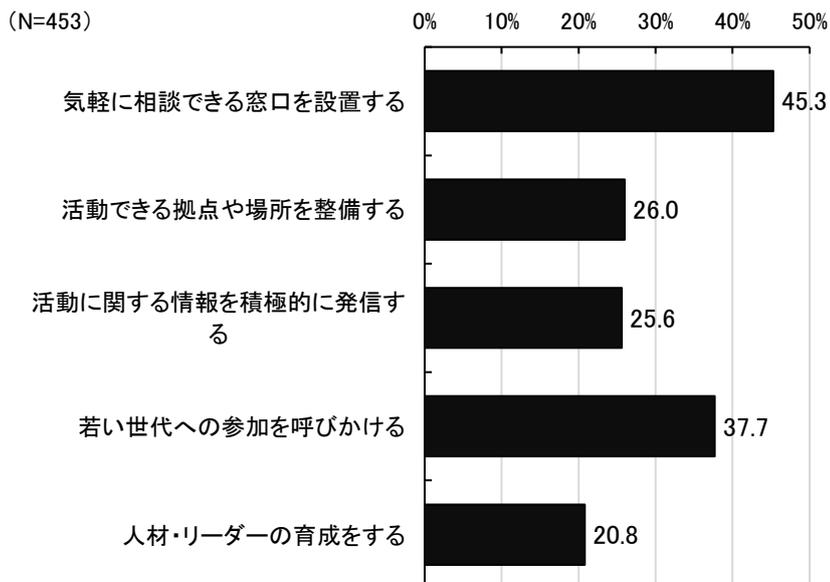
■ 地域の支え合い、助け合い活動を活発にするために重要だと思うこと（上位5項目抜粋）

「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が34.9%と最も高く、次いで「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が29.6%、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が28.0%となっています。



■ 地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと（上位5項目抜粋）

「気軽に相談できる窓口を設置する」が45.3%と最も高く、次いで「若い世代への参加を呼びかける」が37.7%、「活動できる拠点や場所を整備する」が26.0%となっています。



庁内検証結果取り組みの状況（一部抜粋）

取り組み	評価対象の 取り組み数		進捗評価				
			A	B	C	D	E
(1) 担い手の育成と福祉教育の推進	2	行政	-	1	1	-	-
		社会福祉協議会	-	-	②	-	-
(2) 小地域福祉活動の充実	3	行政	-	1	-	-	2
		社会福祉協議会	-	-	③	-	-
(3) 地域福祉に携わる団体との協働	2	行政	-	-	1	-	1
		社会福祉協議会	-	-	②	-	-
計	7	行政	-	2	2	-	3
		社会福祉協議会	-	-	⑦	-	-

※進捗評価の評価基準は右の通り A：目標を超えて達成できた B：目標どおり達成できた
C：目標近く達成できた（達成度 80%以上） D：目標には及ばなかった
E：全くできなかった

1 担い手の育成と福祉教育の推進

- 度会小学校4年生が度会特別支援学校との交流をWEBにより実施した。中学校1年生においても同様に度会特別支援学校とWEBで交流を行った。（行政）
- 一日福祉体験教室を、度会小学校・度会中学校・南伊勢高校度会校舎の児童・生徒を対象に実施し、身近な福祉について学んでもらう機会を設けた。（社会福祉協議会）

2 小地域福祉活動の充実

- シルバー人材センター設立について、「お助け隊」を機能拡充することで合意した。（行政）
- 気軽に参加できるボランティア活動や、積極的に活動している団体が少ない。（行政）
- 地域お助け隊の隊員に安心・安全な活動をしていただくための組織化が課題。（社会福祉協議会）

3 地域福祉に携わる団体との協働

- 民生委員児童委員、福祉推進員の合同研修会も開催し、様々な福祉サービスや施策の研修・地域の情報の共有等を行った。（社会福祉協議会）
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、対面での交流が難しくなっている。（行政）

※●が取り組めたこと、○が課題を記載しています。

課題のまとめ

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・近所の人との付き合いに対する考え方において、「近所付き合いはあまりしたくない」という回答傾向が前回調査時と比較して高くなっていることから、住民の価値観の変化により、つながりの希薄化が進んでいることがうかがえます。・日常生活で手助けしてほしいことについては「安否確認の声かけ」や「買い物の手伝い」が高く、手助けできることについては安否確認につながる「話し相手」や買い物の手伝いにつながる「自動車運転」が高くなっており、ニーズと支援のマッチングを図ることが重要です。・地域での支え合い、助け合い活動を活発にするために重要なこと、地域活動やボランティア活動の輪を広げるために必要なこととして「情報提供」や「拠点となる場の整備」「福祉人材の育成」が共通して挙げられています。
庁内検証	<ul style="list-style-type: none">・気軽に参加できるボランティア活動や、積極的に活動している団体が少ないという課題が挙げられています。・地域お助け隊の隊員に安心・安全な活動をしていただくための組織化が課題として挙げられています。



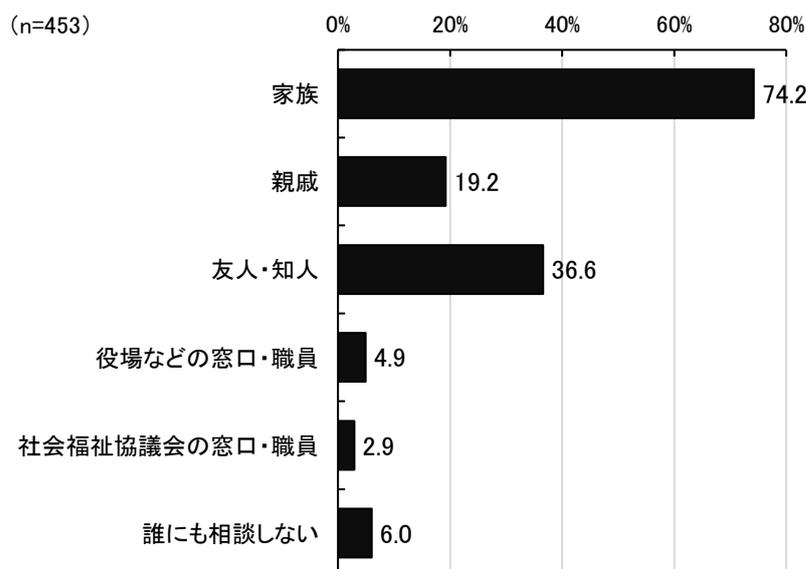
福祉活動の情報提供や、活動したい人が気軽に参加できる場、活動を提供し、活動への参加ハードルを下げることで、地域での支え合い、助け合い活動の活性化につなげていくことが重要です。

(2) 安心・安全な仕組みづくり

アンケート調査結果

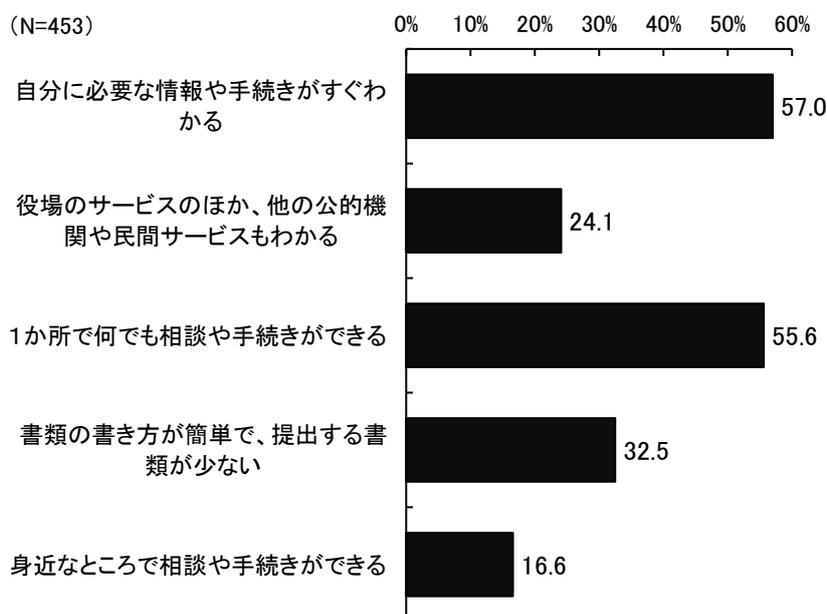
■ 不安や悩みをどなたに、どこに相談しているか（抜粋）

▶ 「家族」が74.2%と最も高く、次いで「友人・知人」が36.6%、「親戚」が19.2%となっています。



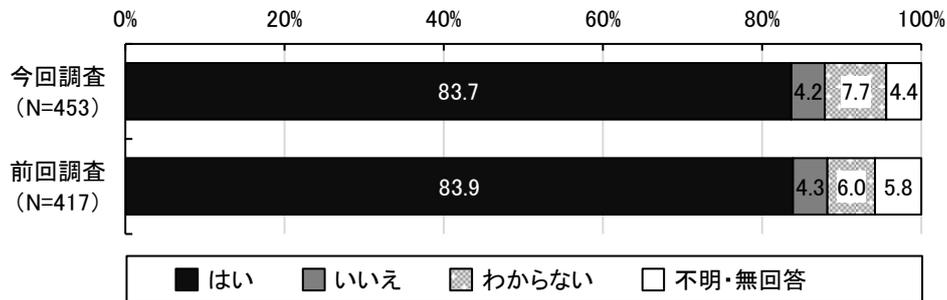
■ 行政の福祉や保健に関する窓口を利用する場合に希望すること（上位5項目抜粋）

▶ 「自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」が57.0%と最も高く、次いで「1か所で何でも相談や手続きができる」が55.6%、「書類の書き方が簡単で、提出する書類が少ない」が32.5%となっています。



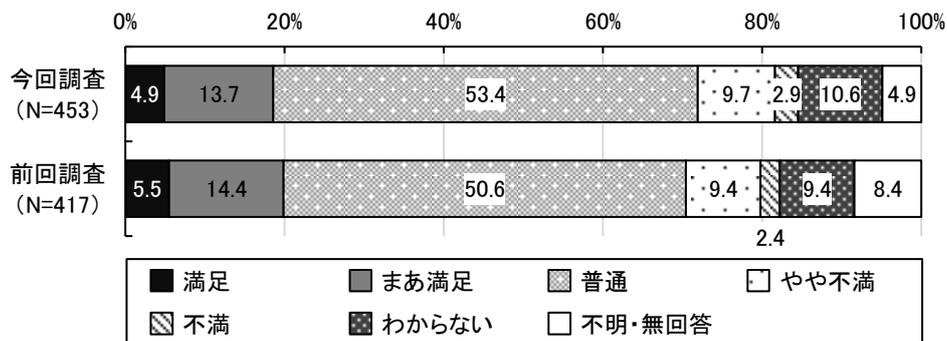
■ 日頃から地域の防災訓練に参加しているか

今回調査では、「はい」が83.7%、「わからない」が7.7%、「いいえ」が4.2%となっています。



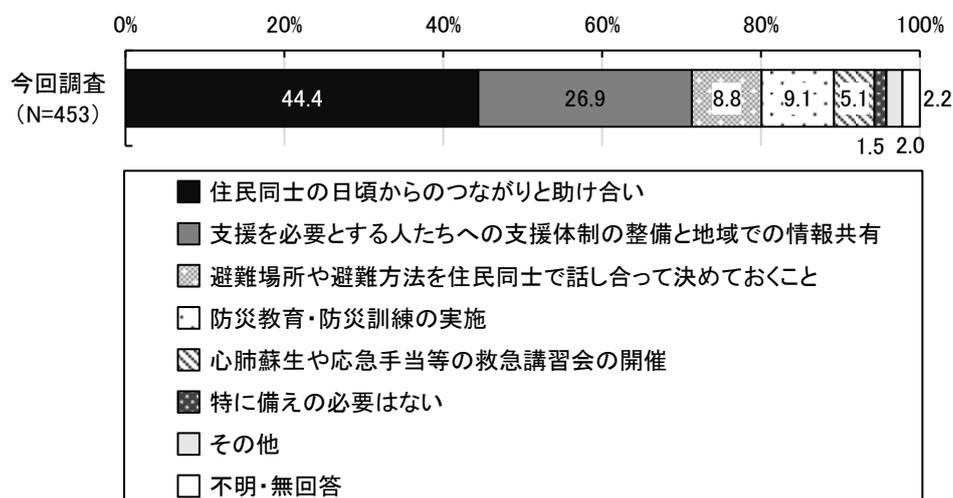
■ 地域の防災体制の満足度

今回調査では、「普通」が53.4%と最も高く、次いで「まあ満足」が13.7%、「わからない」が10.6%となっています。



■ 災害に対して、地域で最も必要だと思う備えについて

今回調査では、「住民同士の日頃からのつながりと助け合い」が44.4%と最も高く、次いで「支援を必要とする人たちへの支援体制の整備と地域での情報共有」が26.9%、「防災教育・防災訓練の実施」が9.1%となっています。



庁内検証結果取り組みの状況（一部抜粋）

取り組み	評価対象の 取り組み数		進捗評価				
			A	B	C	D	E
(1) 気軽に相談できる場所づくり	2	行政	-	2	-	-	-
		社会福祉協議会	-	-	②	-	-
(2) 要援護者への見守り活動などの充実	2	行政	-	2	-	-	-
		社会福祉協議会	-	-	②	-	-
(3) 交通安全・防犯・防災の取り組み	3	行政	-	3	-	-	-
		社会福祉協議会	-	-	③	-	-
計	7	行政	-	7	-	-	-
		社会福祉協議会	-	-	⑦	-	-

※進捗評価の評価基準は右の通り A：目標を超えて達成できた B：目標どおり達成できた
C：目標近く達成できた（達成度 80%以上） D：目標には及ばなかった
E：全くできなかった

1 気軽に相談できる場所づくり

- 委託相談支援事業所の周知を昨年度から徹底して行っており、今年度の相談実績は昨年度の倍を超えている。また、精神障がいのある方の就労希望などの相談も急増しており、障がいのある方の社会参加へとつなぐ活動が活発化している。（行政）

2 要援護者への見守り活動などの充実

- 成年後見制度に関する中核機関及びサポートセンターを地域包括支援センター内に設置した。（行政）
- 民生委員児童委員による見守り活動により、地域の情報を収集し支援を必要とする人への声かけや、必要があれば適宜、福祉サービスの利用の相談等に応じている。緊急連絡カードについても適宜作成し、見守り活動を強化している。（社会福祉協議会）

3 交通安全・防犯・防災の取り組み

- 総合防災訓練をはじめとする訓練にて、自主防災会（民生委員含む）は支援者等を主として、避難行動要支援者について名簿、個別計画を活用し、安否確認、避難支援、巡回、声かけ等を実施している。（行政）

課題のまとめ

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・不安や悩みの相談先では、「家族」や「友人・知人」が高くなっています。また、「役場や社会福祉協議会の窓口・職員」よりも「誰にも相談しない」の割合が高くなっています。・行政の窓口で希望することでは、手続きの簡素化や情報へのアクセス向上などが求められています。・災害に対して地域で必要と思うことについては、「日頃からのつながりと助け合い」や「情報共有」が高くなっています。
庁内検証	<ul style="list-style-type: none">・委託相談支援事業所の周知を昨年度から徹底して行っており、今年度の相談実績は昨年度の倍を超えています。また、精神障がいのある方の就労希望などの相談も急増しており、障がいのある方の社会参加へとつなぐ活動が活発化しています。



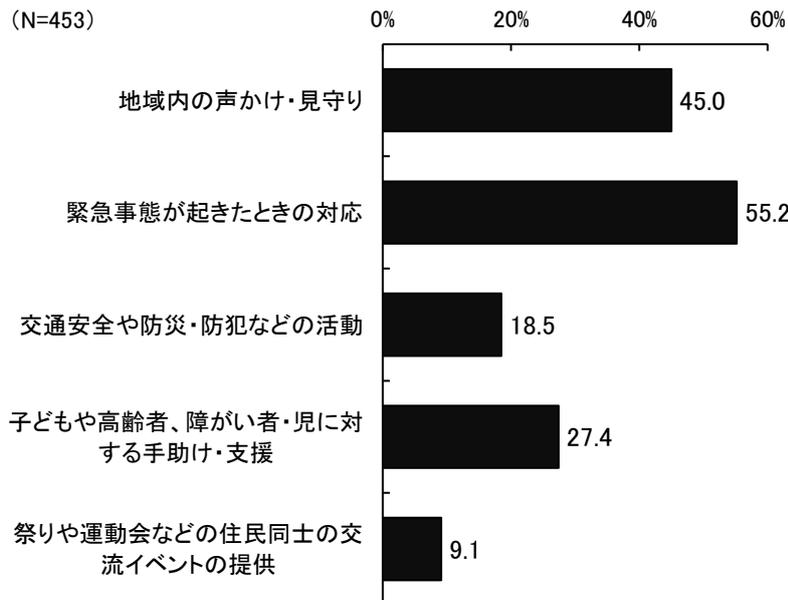
相談支援の需要が増加する中で、手続きの簡素化や情報へのアクセス向上を図ることで、誰にとっても利用しやすい相談窓口を整備する必要があります。災害に対して、支援が必要な人の情報共有や日頃からの訓練を活用したつながりづくりなど、住民が安心して暮らせる仕組みづくりが必要です。

(3) ふれあいの場所づくり

アンケート調査結果

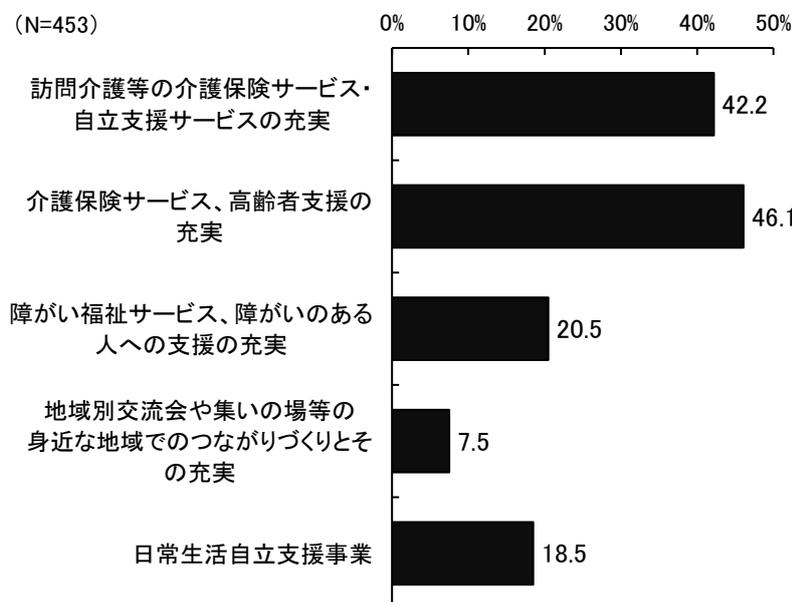
■ 地域で安心して暮らしていくために、地域の組織や団体に対して期待する活動（抜粋）

「緊急事態が起きたときの対応」が 55.2%と最も高く、ついで「地域内の声かけ・見守り」が 45.0%となっています。「祭りや運動会などの住民同士の交流イベントの提供」は 9.1%と低くなっています。



■ 度会町社会福祉協議会にどのようなことを期待するか（抜粋）

「介護保険サービス、高齢者支援の充実」が 46.1%と最も高く、次いで「訪問介護等の介護保険サービス・自立支援サービスの充実」が 42.2%となっています。「地域別交流会や集いの場等の身近な地域でのつながりづくりとその充実」は 7.5%と低くなっています。



庁内検証結果取り組みの状況（一部抜粋）

取り組み	評価対象の 取り組み数		進捗評価				
			A	B	C	D	E
(1) 地域でつくる交流の場づくり	1	行政	-	-	-	1	-
		社会福祉協議会	-	-	-	①	-
(2) 多世代交流の機会の提供	2	行政	-	1	1	-	-
		社会福祉協議会	-	-	①	①	-
計	3	行政	-	1	1	1	-
		社会福祉協議会	-	-	①	②	-

※進捗評価の評価基準は右の通り A：目標を超えて達成できた B：目標どおり達成できた
C：目標近く達成できた（達成度 80%以上） D：目標には及ばなかった
E：全くできなかった

1 地域でつくる交流の場づくり

- 集いの場スタッフへのレクリエーション用品の紹介や貸し出し、チラシ印刷等の支援を行っている。また、ボランティア保険の説明や紹介も行っている。（社会福祉協議会）
- 集いの場等での運営や内容に活用できるスキルを身につけるための支援を行えるようにボランティア養成講座の実施も行っている。（社会福祉協議会）
- 新型コロナウイルス感染症の情勢にも鑑み、新たな集いの場の立ち上げ支援などは行っていない状況。（社会福祉協議会・地域包括支援センター）

2 多世代交流の機会の提供

- 各種事業（認知症サポーター養成講座・介護予防サポーター育成講座・介護予防サポーター養成講座・認知症スキルアップ研修等）の中で住民同士が交流できる機会を増やした。（行政）
- 「ユニバーサルスポーツ体験交流会」を実施し、様々なユニバーサルスポーツを体験しながら、障がいの有無にかかわらず、あらゆる世代の方が交流する機会を設けた。（社会福祉協議会）
- 世代間交流会を開催し、各地域の三世代（児童・保護者・高齢者）で運動会やものづくり等で交流する機会を設けた。（社会福祉協議会）
- 毎年10月に「福祉ふれあいまつり」を開催し、地域福祉活動に携わる方々、団体やボランティアグループ、福祉施設等と協働して交流や体験の場を提供している。子どもから高齢者まで幅広い世代に、福祉とボランティア活動に対する理解を深めていただいている。（社会福祉協議会）

課題のまとめ

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・地域で安心して暮らすために地域の団体や社会福祉協議会に期待することについて、「緊急事態が起きたときの対応」や「介護保険サービス、高齢者支援の充実」が高くなっています。一方で、つながりづくりや交流については低くなっています。アンケートを通して、福祉活動の充実において「つながり」が求められている中で、交流機会の提供についての重要度が低くなっています。
庁内検証	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、イベントの中止や新たな集いの場の立ち上げ支援等が行えていない状況にあります。



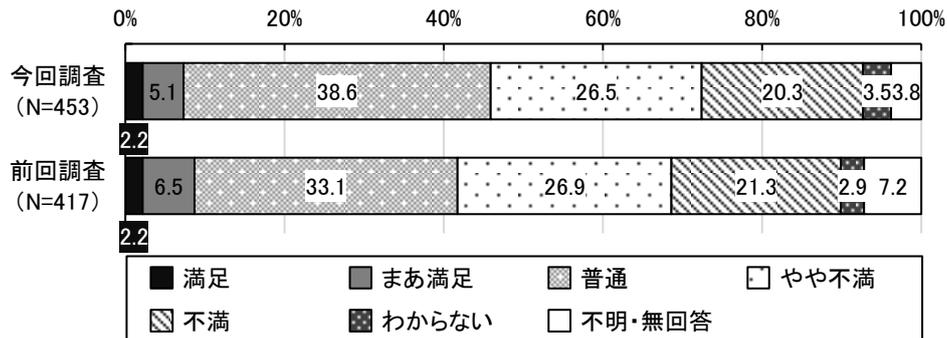
福祉活動の充実を図るために「つながり」を創出できる交流機会の重要性や必要性を啓発し、住民のニーズを踏まえたふれあいの場所づくりに取り組むことが重要です。

(4) 地域生活を支える環境づくり

アンケート調査結果

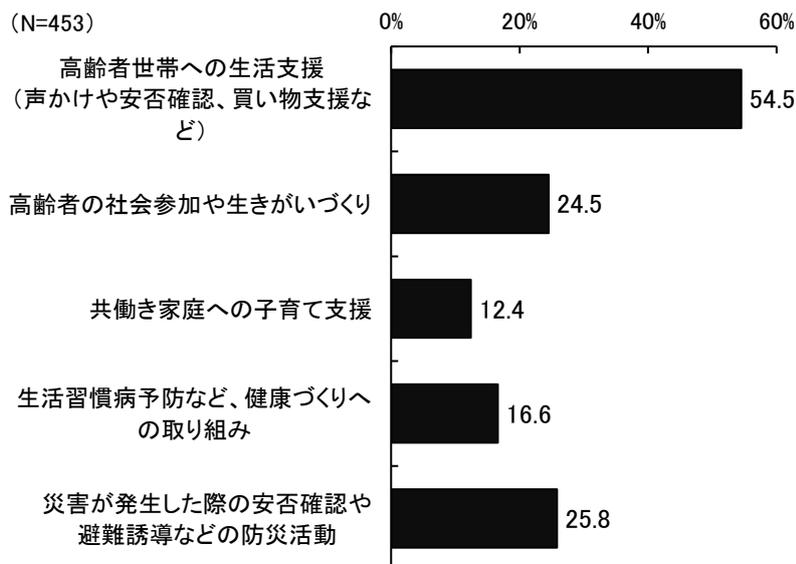
■ 道路や交通機関等の満足度

今回調査では、「普通」が38.6%と最も高く、次いで「やや不満」が26.5%、「不満」が20.3%となっています。



■ 地域における住民が取り組むべき課題や問題はどのようなことがあるか（上位5項目抜粋）

「高齢者世帯への生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が54.5%と最も高く、次いで「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が25.8%、「高齢者の社会参加や生きがいつくり」が24.5%となっています。



庁内検証結果取り組みの状況（一部抜粋）

取り組み	評価対象の 取り組み数		進捗評価				
			A	B	C	D	E
(1) 移動手段、交通手段の確保	1	行政	-	1	-	-	-
		社会福祉協議会	-	-	①	-	-
(2) 障壁のない環境づくり	2	行政	-	1	1	-	-
		社会福祉協議会	-	-	②	-	-
(3) 思いやる心を育む環境づくり	1	行政	-	-	1	-	-
		社会福祉協議会	-	-	①	-	-
計	4	行政	-	2	2	-	-
		社会福祉協議会	-	-	④	-	-

※進捗評価の評価基準は右の通り A：目標を超えて達成できた B：目標どおり達成できた
C：目標近く達成できた（達成度 80%以上） D：目標には及ばなかった
E：全くできなかった

1 移動手段、交通手段の確保

- 町営バスの運行。路線バス助成券（町内のみ）、伊勢市内からの最終便を延長。（行政）
- 福祉有償運送について、研修修了者が減り、現状の職員数では余裕がなく事業継続が難しい状況にあるため、事業運営のあり方を考える必要がある。（行政）

2 障壁のない環境づくり

- 通学路交通安全プログラム等に基づき、安全に移動できる歩行環境の確保を図るため、歩道の整備や防護柵設置を実施している。（行政）
- 広報紙等の作成にあたっては、ユニバーサルデザインを十分に考慮した色合い、字体、フォントを採用している。（行政）
- 円滑な移動環境の整備にはさらなる取り組みが必要。（行政）

3 思いやる心を育む環境づくり

- 度会小学校・度会中学校・南伊勢高校度会校舎の児童・生徒に対し、『福祉体験教室』を実施し、福祉への理解を深める機会を設けた。また、夏休み期間中に小学生を対象に「こどもボランティア養成講座」も開講した。（社会福祉協議会）

課題のまとめ

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・道路や交通機関等の満足度については、「普通」が最も高く、次いで「やや不満」「不満」と不満に寄った回答が多くなっています。・地域における住民が取り組むべき課題や問題については、「高齢者世帯への生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が最も高く、次いで「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」となっています。誰もが住みよい度会町を実現するために、地域の実情に合った取り組みが必要です。
庁内検証	<ul style="list-style-type: none">・福祉有償運送について、研修修了者が減り、現状の職員数では余裕がなく事業継続が難しい状況にあるため、事業運営のあり方を考える必要があります。・円滑な移動環境の整備にはさらなる取り組みが必要です。



住民からのニーズが多様化する中で度会町での運用方法を考えながら、地域のニーズを踏まえ、実情に合った取り組みを検討していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人口減少や核家族化が進む中、本町においても、家庭内における介護や子育てなどのあり方、地域における支え合いや隣近所のつながり等が徐々に変化しています。

住民が相互に助け合い、一人ひとり自分らしく活躍できる「地域共生の度会町」を実現するためには、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、あらゆる住民へ呼びかけ、また、声をかけ合い、理解と協力を得る努力を継続することが大切です。また、これからの時代に合った地域における支え合いの仕組みを構築していくことが求められます。

前回の成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、前回掲げた基本理念を継承し、本計画の基本理念を次のように掲げます。

**「お互いさま」で支え合い
自分らしく暮らせるまち**

2 基本目標

基本理念である【「お互いさま」で支え合い 自分らしく暮らせるまち】を実現するために、以下の4つの基本目標を掲げ、度会町の福祉施策を総合的に推進していきます。

**基本
目標1**

支え合いの人づくり

**基本
目標2**

安心・安全な仕組みづくり

**基本
目標3**

ふれあいの場所づくり

**基本
目標4**

地域生活を支える環境づくり

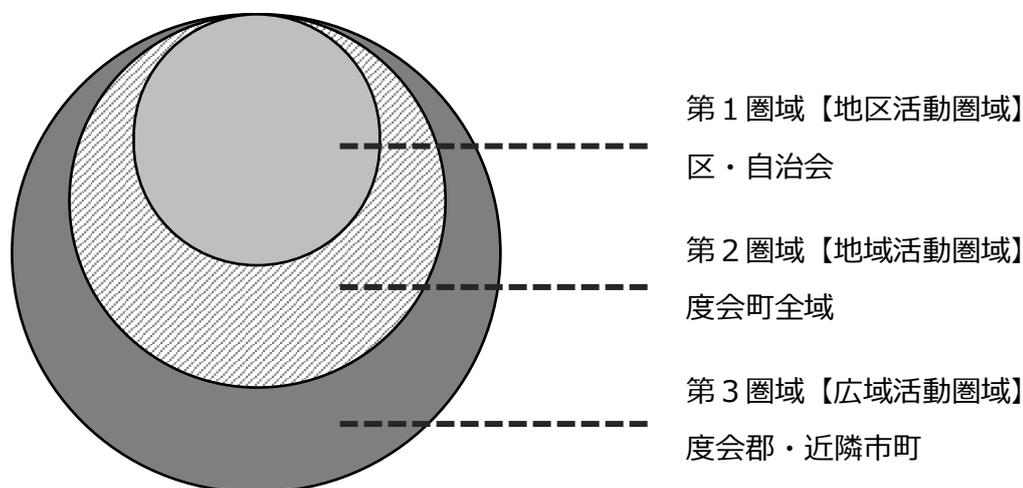
3 度会町における地域共生社会の実現に向けて

現在国では「支え手側」「受け手側」というこれまでの固定された役割分担意識を超え、住民が地域の課題を我が事として捉え、地域の関係団体等とつながりながら支え合おうとする「地域共生社会」の実現をめざしています。

本町では「度会町地域福祉計画」において、「地区活動圏域」「地域活動圏域」「広域活動圏域」の3層構造の福祉圏域を設定し、地域福祉を推進してきました。

引き続き3圏域を基本として、本町の社会資源や人的資源を活用し、住民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことのできる地域づくりを進めていきます。

■度会町「福祉圏域」のイメージ図



■【第1圏域：地区活動圏域】区・自治会

地域福祉活動を展開する最も基礎的な活動圏域であり、「顔のみえる関係づくり」を行いやすい利点を活かして、見守り活動、地区活動圏域と位置づけます。

日常的な支え合い活動を促進し、行事や地域交流、防災・防犯等、地域活動の中心として活動の活性化を図ります。

■【第2圏域：地域活動圏域】度会町全域

地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、「地区活動圏域」が集約した圏域と位置づけます。行政のコミュニティ施策や子育て支援、障がい者施策、介護保険事業計画における日常生活圏域との調整も踏まえた圏域となります。

■【第3圏域：広域活動圏域】度会郡・近隣市町

度会郡・近隣市町において、共通課題や広域的に対応することを目的とした圏域と位置づけます。

保健・医療と福祉の連携などについて検討を進めます。

4 施策体系

1 支え合いの 人づくり

- (1)担い手の育成と福祉教育の推進
- (2)小地域福祉活動の充実
- (3)地域福祉に携わる団体との協働

2 安心・安全な 仕組みづくり

- (1)気軽に相談できる場所づくり
- (2)要援護者への見守り活動などの充実
- (3)交通安全・防犯・防災の取り組み

3 ふれあいの 場所づくり

- (1)地域でつくる交流の場づくり
- (2)多世代交流の機会の提供

4 地域生活を支える 環境づくり

- (1)移動手段、交通手段の確保
- (2)障壁のない環境づくり
- (3)思いやる心を育む環境づくり

第4章 目標達成のための取り組み

基本目標1 支え合いの人づくり

(1) 担い手の育成と福祉教育の推進

自分の住んでいる地域や福祉に関心と理解を深めることは、地域の福祉力を高めることにつながることから、日常生活の中で住民同士が互いに助け合う意識と環境を築いていくことが重要です。

ボランティア講座の開催などを通じて、地域福祉の担い手の育成を進めるとともに、将来の地域の担い手となる子どもたちへの福祉教育に取り組みます。

また、オンラインでの交流会の実施等、時代に合わせて柔軟な取り組みを図ります。

① 地域福祉の担い手の育成

行政の取り組み

「ボランティア養成講座」の継続及び生活支援サービスの担い手養成講座を開催します。
また、新型コロナウイルス等の感染対策を意識しながら、様々な分野の職業人によるキャリア教育の実施等を通じて、次代の福祉活動の担い手となる人材や組織の育成を図ります。

<主な事業>

- ・福祉現場での職業体験（中学生）

社会福祉協議会の取り組み

地域福祉を推進する担い手意識を高めるため、「ボランティア養成講座」や福祉講演会の実施、高校生と高齢者の交流事業等に取り組み、地域において核となる人材の育成に努めます。

<主な事業>

- ・ボランティア養成講座、福祉講演会の実施
- ・高校生と高齢者の交流事業

② 地域共生に向けた福祉意識の向上（福祉教育の推進）

行政の取り組み

次世代を担う、町内の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒が、福祉教育や福祉の体験学習等の取り組みを通じて地域福祉の大切さについて学ぶための機会を提供し、自主的な社会貢献活動への参加を促すとともに、地域社会への関心を高めます。

また、高齢者の交流事業では、新型コロナウイルス等の感染対策を意識しながら、つながりを絶やすことのないよう、WEBを活用したオンラインでの交流を図ります。

<主な事業>

- ・特別支援学校との交流事業
- ・児童等への地域福祉の普及啓発

社会福祉協議会の取り組み

小学校・中学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を深めるため、「一日福祉体験教室」の実施等の福祉教育・学習機会を提供します。

また、ボランティア団体や行政の協力を得て、福祉に関する実践活動を含めた講座・体験等を支援するとともに、ボランティア連絡会等と情報共有・交換を行いながら、グループに対する支援や関係団体との連携を推進します。

<主な事業>

- ・一日福祉体験教室

(2) 小地域福祉活動の充実

住み慣れた地域でともに暮らす住民同士が支え合う仕組みを築き、地域の課題解決に向けて力を合わせ、助け合う活動を促進するため、地域のボランティアや地域福祉の担い手が互いに情報を共有し、連携が図られるよう支援します。

また、豊かな経験・知識・技能を持つ高齢者の社会参加や社会貢献を促進することで、高齢者自身の介護予防や、地域全体の活力の維持につなげます。

① 地域ボランティア、NPO団体の育成・支援・連携

行政の取り組み

地域社会のつながりの強化や活性化を促すため、ボランティアやNPO団体等、住民活動を行う団体等の交流の機会を提供し、様々な住民活動が連携し、お互いの情報共有や協働ができるネットワークづくりを支援します。支援にあたっては、新型コロナウイルス等の感染対策を意識し、活動方法などについて模索しながら取り組みます。

<主な事業>

- ・ボランティアセンター事業への支援

社会福祉協議会の取り組み

ボランティアやNPO団体等、団体間の交流の機会を提供し、様々な主体が連携してお互いの情報共有や協働活動ができるネットワークづくりを引き続き推進します。

<主な事業>

- ・一日福祉体験教室

② ボランティア活動の充実

行政の取り組み

高齢者や障がいのある人、子ども等、誰もが地域の中で元気に楽しく、幸せに暮らしていくために、「いつでも、どこでも、誰でも、楽しく」参加できるボランティア活動を支援します。

気軽にボランティア活動に参加できる場を広げるため、各関係団体と連携しニーズの把握や活動の場の提供に努めます。

<主な事業>

- ・ボランティアセンター事業への支援

社会福祉協議会の取り組み

高齢者や障がいのある人、子ども等、誰もが地域の中で元気に楽しく、幸せに暮らしていくために、「いつでも、どこでも、誰でも、楽しく」参加できるボランティア活動を推進します。

「地域お助け隊」の活動を通じて地域の支援ニーズの掘り起こしを行い、ボランティアの活躍の機会を創出するとともに、「地域お助け隊」の活動が円滑に行えるよう、研修会や会議を定期的に開催し、支援を行う隊員の安心・安全な活動に向けて組織化をめざします。

また、ボランティア活動、「地域お助け隊」について広報紙・ホームページ等を活用して周知していきます。

<主な事業>

- ・「地域お助け隊」への活動支援
- ・ボランティアセンター事業

③ 高齢者の活躍の場の提供

行政の取り組み

これまでの経験を活かした活動や新しい地域活動に参画することができるよう、団塊の世代・高齢者に活躍の場を提供するとともに、活動の場についての情報を発信します。

また、「地域お助け隊」の機能拡充をめざす体制づくりを整え、持続可能な事業運営を進めます。

<主な事業>

- ・「地域お助け隊」への活動支援

社会福祉協議会の取り組み

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら暮らしていけるよう、清掃活動や交流会、募金活動等を行うなど、積極的な地域活動への参加を通して事業の推進を図ります。

また、団塊の世代・高齢者の活躍の場を、地域お助け隊事業を通じて拡大していきます。

<主な事業>

- ・「地域お助け隊」への活動支援

(3) 地域福祉に携わる団体との協働

一人ひとりの住民が地域とつながりを持ち、安心して暮らし続けるためには、地域福祉に関係する団体や組織等と協働していくことが大切です。

誰もが安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、地域団体、社会福祉協議会、行政の連携体制のさらなる強化を図ります。

① 協働による福祉のまちづくり

行政の取り組み

地域福祉に関係する団体と協働し、研修及び既存の取り組みへの地域住民の主体的な参加を促し、地域福祉を推進する人材を育成し、福祉のまちづくりを推進します。

また、社会福祉に関する講演会の開催の必要性についても再検討します。

<主な事業>

- ・ 支え合いに関する講演会の開催

社会福祉協議会の取り組み

各区・自治会における民生委員児童委員や福祉推進員の見守り活動への支援を実施し、小地域の福祉活動を推進します。

また、地域住民・団体の主体的な地域福祉活動への参加を促進するため、引き続き広報紙を中心とした広報・啓発活動に取り組みます。

<主な事業>

- ・ 民生委員児童委員、福祉推進協力員の合同研修の開催
- ・ 地域福祉活動の促進に関する広報・啓発活動

② 行政・社会福祉協議会の協働

行政の取り組み

多様化する福祉ニーズに对应していくため、社会福祉協議会と連携を密にし、社会の中で地域福祉のあり方をともに検討し、協力し合って福祉のまちづくりを推進します。

また、町に不足している資源や充足が必要な住民サービス等について意見交換を行いながら、地域福祉の充実に取り組みます。

<主な事業>

- ・ 地域福祉活動計画との連携

社会福祉協議会の取り組み

変化する社会情勢に対応した地域福祉のあり方をともに検討していくため、行政と連携を密にし、協力し合って福祉のまちづくりを推進します。

<主な事業>

- ・ 地域福祉計画との連携

基本目標2 安心・安全な仕組みづくり

(1) 気軽に相談できる場所づくり

住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、誰もが気軽に相談できるとともに、個々のニーズに合わせた福祉の提供につなげることができる相談窓口の充実を図ります。

また、地域における民生委員児童委員、各種相談員や相談窓口の周知を図るとともに、行政の相談窓口や各地域団体等の協働により、包括的な相談支援体制づくりを進めます。

① 相談支援体制の充実

行政の取り組み

地域の各種相談所や総合相談窓口等が誰にとっても身近な相談の場となるよう、関係機関と協働しながら相談支援体制の充実を図ります。

また、広報紙やホームページ等を活用して、制度改正や各種福祉サービスについての情報を発信するとともに、庁内各課の連携により、相談支援機関等に関する情報や住民ニーズの共有を図るほか、専門的な相談を必要とする利用者に対しては、該当する相談機関の紹介を行います。

<主な事業>

- ・ 行政相談所、人権相談所の開設
- ・ 総合相談窓口の運営

社会福祉協議会の取り組み

多様化する住民の悩み・心配ごとを本人の立場になって対応する「ふれあい福祉相談事業」を充実させるとともに、地域包括支援センター等とも連携強化を図ります。

<主な事業>

- ・ ふれあい福祉相談事業

② 制度の狭間にある人の早期発見・対応

行政の取り組み

生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にある人や、育児と介護のダブルケア、老老介護などの複合的な課題を抱えている家庭について、各種相談事業を通じて早期に発見し、各福祉分野や関係機関と連携して、適切な支援につなげるよう努めます。

また、委託相談支援事業所の周知や精神障がいのある人の社会参加に向けた支援に継続的に取り組むとともに、アウトリーチ支援のあり方の検討を行いながら、居場所づくりを支援していきます。

<主な事業>

- ・行政相談所、人権相談所の開設
- ・総合相談窓口の運営

社会福祉協議会の取り組み

従来の福祉制度では十分な支援が行き届かない方々を各種事業や民生委員児童委員の活動等で発見した場合、行政との情報交換を密にし、適切な支援につなげるよう努めます。

<主な事業>

- ・ふれあい福祉相談事業

(2) 要援護者への見守り活動などの充実

地域社会の連帯感を高め、高齢者や障がいのある人など社会的弱者が安心して生活できるようにするため、地域の相談役である民生委員児童委員と連携して、地域での見守りや相談支援体制の整備を図り、地域における孤立・孤独の防止、早期発見に取り組みます。

また、高齢者人口の増加により、権利擁護や成年後見制度の相談件数、利用者の増加が見込まれています。利用者の立場を尊重し、利用者の権利が侵害されないよう、制度の普及啓発や相談窓口のより一層の充実を図ります。

① 見守りネットワーク活動の推進

行政の取り組み

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、子育て世帯や障がいのある人、一人暮らし高齢者等、支援を必要とする人が地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるよう、地域住民による支え合い・助け合い活動を支援します。

また、子育て支援センターや委託相談支援事業所等、関係機関の情報共有を継続するとともに、各事業の啓発に取り組み、見守り体制の構築を図ります。

<主な事業>

- ・わんわんパトロールの実施
- ・子どもの見守り活動の実施

社会福祉協議会の取り組み

支援を必要とする人が地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民による支え合い・助け合い活動を展開します。

また、プライバシーの問題に配慮しながら、見守り活動や「ふれあい食事サービス」等の充実を図るため、民生委員をはじめとした地域の各関係者と連携して活動できる環境づくりを進めます。

<主な事業>

- ・緊急連絡カードの作成
- ・「ふれあい食事サービス」の実施
- ・民生委員児童委員による見守り活動の実施

② 一人ひとりの権利を守る取り組みの推進

行政の取り組み

認知症高齢者や一人暮らし高齢者等が安心して福祉サービスを利用することができるよう、成年後見制度の普及啓発・利用支援に努めるとともに、本人の意思を尊重し、身上に配慮した支援を行います。

また、各種相談事業等を推進し、権利擁護が必要な人等の発見に努め、社会福祉協議会と協働で権利擁護に関する取り組みを進めます。

度会町再犯防止推進計画に基づき、保護司をはじめ、関係機関、関係団体と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援します。

<主な事業>

- ・成年後見制度についての普及啓発

社会福祉協議会の取り組み

民生児童委員や相談機関等から支援を必要とする人の相談を受けた場合、日常生活自立支援事業の紹介・説明を行います。

また、日常的な金銭管理について自己の判断に不安を覚える人が、安心して適正な福祉サービスを受けることができるよう、民生委員児童委員と連携して権利擁護が必要な人を発見し、支援へつなげます。その他、必要に応じて生活支援員の養成についても取り組みます。

度会町再犯防止推進計画に基づき、保護司の活動を支援します。

<主な事業>

- ・日常生活自立支援事業の推進、普及啓発

度会町成年後見制度利用促進計画

成年後見制度は、認知症や精神障がい・知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約を行うときに不利益を被らないように支援する人（成年後見人等）を選び、法律的に支援する制度です。

認知症高齢者の増加、精神障がい者・知的障がい者を支える親が先に亡くなる「親亡き後問題」の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まることが予想されます。

しかしながら、認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者の数と比較して成年後見制度の利用者数が著しく少ないのが現状であり、成年後見制度のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘もなされています。

このことから、国は平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を施行し、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるような体制の構築等、成年後見制度の利用促進のための取り組みが求められています。

度会町では、本計画において成年後見制度利用促進基本計画を定めることとし、成年後見制度の利用促進を以下のとおり推進していきます。

1 成年後見制度に関する現状と課題

<成年後見制度を取り巻く現状>

人口	7,788 人
高齢者人口・高齢化率（65 歳以上）	2,828 人・36%
認知症高齢者数（認知症高齢者自立度Ⅱa 以上） ※コロナ臨時的申請を含まない	223 人
療育手帳交付者数	64 人
精神保健福祉手帳交付者数	91 人
成年後見制度利用者数（令和 5 年 7 月現在） 津家庭裁判所資料	12 人
日常生活自立支援事業利用者数（令和 5 年 3 月現在） 度会町社会福祉協議会資料	5 人
成年後見制度町長申立件数	1 件（平成 18 年度以降）
成年後見制度利用支援事業利用者数	0 件（平成 18 年度以降）

※令和 5 年 4 月 1 日現在

成年後見制度の利用の必要性が高いと考えられる認知症高齢者が 223 人、知的障がい者が 64 人、精神障がい者が 91 人と、合わせて 378 人にのぼります。

一方、町内で成年後見制度を利用している人は、12 人（令和 5 年 7 月時点）であることから、制度利用につながっていない人がまだ数多くいることが考えられます。

また、アンケート結果によると、制度を知らないまたは聞いたことはあるが内容は知らないと答えた人が 61.3%となっており、制度が十分に周知されていないことが考えられます。

<課題>

- (1) 制度について知られていないまたは正しく理解されていないことで、制度の利用に至っていない。
- (2) 制度を利用するための手続きに時間を要する、または制度自体がわかりにくいことで、本人や支援者が利用しづらさを感じており、適切に制度利用ができていない。

2 成年後見制度の利用促進に関する取り組み

<中核機関（度会町成年後見サポートセンター）の開設>

- (1) 度会町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関（度会町成年後見サポートセンター）を令和4年4月に長寿福祉課内に開設しました。
- (2) 中核機関は家庭裁判所や関係機関と連携しながら、国の「成年後見制度利用促進基本計画」が定める制度の広報、相談、利用促進等に関する各事業を推進していきます。

<地域連携ネットワークの構築>

- (1) 本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人によるチームを組織し、そのチームが本人を支える仕組みをつくります。
- (2) 中核機関が中心となって、地域の関係団体や司法、医療、福祉関係者等が集まる協議会を開催し、互いに連携を図り、本人を支えるチームを支援するとともに、制度の利用のしづらさ等、地域課題の検討・調整・解決に向けた協議を行います。

<制度の広報・普及>

中核機関が中心となり、住民、地域の支援者等に対して講演会や広報紙への掲載を通じて、成年後見制度について正しく周知を図ります。

<相談支援機能の強化>

- (1) 成年後見制度の利用に関する相談窓口として、中核機関にて、住民や地域の支援者等が利用できる体制を整備します。
- (2) 困難事例に対しては、ケース検討会を開催し、アドバイザーを交えて支援方針の検討を行います。

<制度の担い手の確保>

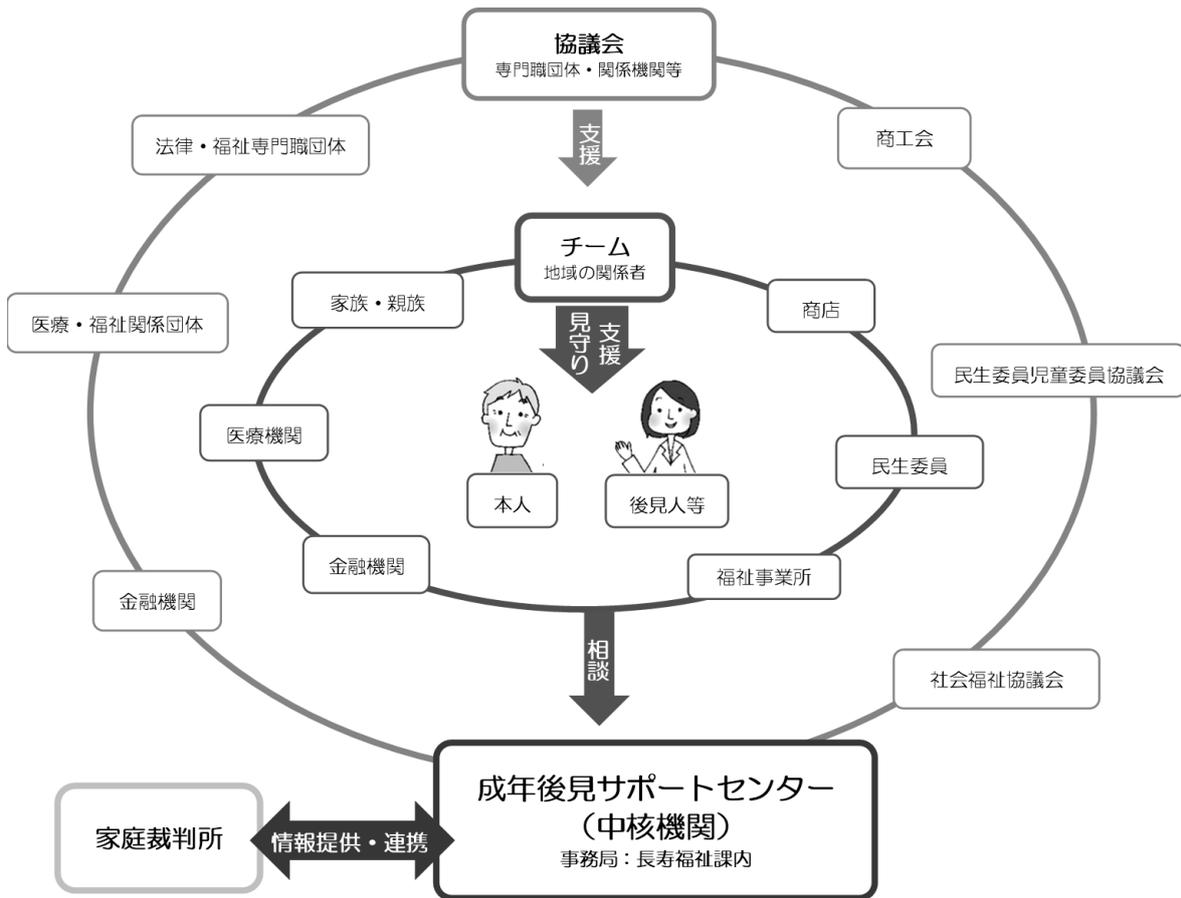
- (1) 法人後見の設立に向け、度会町社会福祉協議会とともに協議を行います。
- (2) 町民後見人の育成の必要性も今後検討していきます。

<利用者が安心して制度を利用できる体制づくり>

- (1) 財産管理だけでなく、利用者である認知症高齢者や障がい者等の意思決定支援、身上監護を大切にするために、利用者の特性や支援ニーズに応じた選任がなされるよう努めます。

- (2) 中核機関が中心となり、後見人をサポートする仕組みをつくり、本人・支援者が安心して制度を利用できるよう、家庭裁判所や関係機関と連携していきます。
- (3) 本人の経済的困窮や申立てをする親族がないなどの場合には、報酬助成制度や町長申立ての利用につなげられるよう、必要なときに制度が利用できる体制を強化します。

■度会町における地域連携ネットワークのイメージ



1 再犯防止に関する現状と課題

全国の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークに減少傾向にありますが、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあり、令和 3 年には 48.6%を占めています。国においては、平成 28 年に再犯防止推進法を施行し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するとしています。

県においては、「三重県再犯防止推進計画」を策定し、「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、関係する民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安心・安全な社会の実現をめざしています。

町においても、こうした国・県の動向に対応して、犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、保護司等と連携した地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組みを進める必要があります。

2 再犯防止の推進に関する取り組み

<社会における職業・住居の確保等>

- (1) 就労の確保に向け、ハローワーク等と連携し、就職に向けた相談・支援等の充実を図ります。
- (2) 住居の確保について支援を図ります。

<再犯防止の推進に向けた連携の強化>

犯罪や非行を行った人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司等と連携を図ります。

<薬物乱用対策の推進>

保健行政機関と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。また、薬物乱用の防止に向け、児童・生徒への啓発・教育を進めます。

<子どもの犯罪や非行の防止>

度会町青少年育成町民会議をはじめ、地域住民、保護者、関係機関と連携し、社会全体で子どもの犯罪や非行の防止を進めます。

(3) 交通安全・防犯・防災の取り組み

住み慣れた地域で、より安全に安心して生活を送るためには、関係機関との協力体制のもと、日頃から、地域ぐるみで交通安全・防犯・防災対策の取り組みを強化することが大切です。

地域における日常的な人と人とのつながりは、防犯対策ともなるほか、地震や風水害、火事等の災害時の相互の助け合い活動にもつながります。交通安全に対する意識の醸成や防犯への啓発活動を行うとともに、災害対策を通じて地域の絆を深め、地域全体で協力し合い、心から安心できるまちづくりを進めていきます。

① 地域での交通安全対策の推進

行政の取り組み

地域の中で、交通安全意識の普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、交通安全対策の推進を図ります。

また、地域で特に注意が必要な場所等について、住民間で共有できる仕組みを検討するとともに、見守り支援を行います。

<主な事業>

- ・ 保育所、小学校等における交通安全教室の開催、交通安全指導
- ・ 登下校見守り支援
- ・ 交通安全事業への補助

社会福祉協議会の取り組み

地域の集まり等を通じて、交通安全意識の普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、交通安全対策の推進に取り組みます。

<主な事業>

- ・ 老人会での交通安全教室の開催など

② 防犯・悪質商法などへの対策

行政の取り組み

犯罪のない安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、関係機関と連携し、防犯情報等の発信を通じた注意喚起を行うとともに、住民と協働してあいさつ運動や声かけを行うなど、身近なところから防犯活動を推進します。

また、高齢者等を狙った犯罪の予防については、被害に遭わないよう対応策についての情報提供や相談窓口の充実を図ります。実際に発生したケース等については防災無線等を活用して迅速に注意喚起を行い、被害の拡大防止に努めます。

<主な事業>

- ・不審者情報メールの配信
- ・防災無線を活用した注意喚起

社会福祉協議会の取り組み

犯罪のない安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、関係機関と連携し、住民と協働してあいさつ運動や声かけを行うなど、身近なところから防犯活動を展開します。

高齢者等を狙った悪質商法などの予防については、被害に遭わないよう注意を促すとともに、対応策についての情報提供や相談窓口の充実を図ります。

<主な事業>

- ・様々な機会を通じた注意喚起
- ・詐欺防止のための講演会の開催

③ 災害時にも強い支援体制の構築

行政の取り組み

災害時に地域の実情に合った対応が図れるよう、自主防災組織の活動による総合防災訓練をはじめとする訓練を通じて、日頃から災害を想定した支え合いの仕組みを強化します。

また、避難所や避難場所に加え、避難後の支援体制等の定期的な検証や避難行動要支援者台帳の更新を行います。

<主な事業>

- ・避難行動要支援者台帳の更新
- ・「災害時避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」に基づく避難支援プラン作成に向けた情報収集

社会福祉協議会の取り組み

災害発生時に迅速な被災者支援活動が行えるよう、自主防災活動への支援をはじめ、平常時から各種団体との連携を強化します。

また、三重県社会福祉協議会と連携して、速やかに災害時ボランティアセンターの立ち上げ及び運営が行えるよう取り組むとともに、災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施や災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成を進めます。

<主な事業>

- ・ 自主防災活動への支援
- ・ 災害時ボランティアセンターの運営

基本目標3 ふれあいの場所づくり

(1) 地域でつくる交流の場づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して過ごすためには、地域コミュニティを活性化させ同じ地域の住民とつながり、関わり合う関係性の中で互いに信頼感を育むことが大切です。子ども、高齢者、障がいのある人等、すべての住民が気軽に利用できる身近な交流の場づくりを進めます。

① 地域の手による拠点づくり

行政の取り組み

地域住民が安心してつながり合えるように「寄ってこカフェ」等、各地域に合った集いの場活動やふれあいの場づくりを支援し、身近な場所における主体的な活動機会を確保します。

また、新型コロナウイルス等の感染対策を意識しながら、「寄ってこカフェ」等の集いの場の定期開催ができるよう支援します。

<主な事業>

- ・集いの場立ち上げへの支援
- ・「寄ってこカフェ」への支援
- ・公民館、集会所等既存施設の利用促進

社会福祉協議会の取り組み

集いの場に関わるスタッフには、集いの場づくりを行う上でのノウハウを提供するなど、地域の手による新たな集いの場立ち上げへの支援を行います。

<主な事業>

- ・集いの場立ち上げへの支援

(2) 多世代交流の機会の提供

世代を超えてお互いを理解し合うことは、支え合い、助け合いを促進し、共生のまちづくりを育みます。ふれあいの地域づくりをめざして、子ども、高齢者、障がいのある人等、地域の誰もが交流できる機会を提供します。

① 集い、憩い、学びの交流の機会づくり

行政の取り組み
各種事業やイベントの開催により、地域住民がふれあい、交流できる機会の提供に努め、支え合いの地域づくりに取り組むとともに、介護及び認知症サポーター同士の交流を促進し、地域での活動の場の提供に取り組みます。
<主な事業> ・各種イベント等の開催
社会福祉協議会の取り組み
新型コロナウイルス等の感染状況等を考慮しながら、「福祉ふれあいまつり」や「障がい者スポーツ体験交流会」等を通じて、地域住民がふれあい、交流できる機会を提供するほか、福祉・ボランティア活動の啓発に努めます。
<主な事業> ・福祉ふれあいまつりの開催

② 地域のつながりを活かした世代間交流

行政の取り組み
あいさつなどの声かけ活動や、児童の登下校時に「子ども安全パトロール員」等が行う見守り活動を通じて、住民同士が気軽に交流を深められるような地域づくりを支援します。
<主な事業> ・あいさつ運動の普及啓発 ・交流の場についての情報提供
社会福祉協議会の取り組み
あいさつなどの声かけ活動や児童の登下校時の見守り活動を支援します。 また、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しながら、スタンプラリー等を取り入れた世代間交流会を実施し、子どもから高齢者までの交流を促進します。
<主な事業> ・世代間交流会の実施

基本目標 4 地域生活を支える環境づくり

(1) 移動手段、交通手段の確保

移動手段の選択肢があることや公共交通の利便性が高いことは、地域住民の快適な生活に直結し、住み慣れた地域で長く暮らし続けるためにも重要です。

また、福祉サービスが整っていても、利用者が移動することができなければ、サービスは利用できません。高齢者や障がいのある人等が円滑に利用できる公共交通や外出支援サービスを推進します。

① 移動手段の確保

行政の取り組み

先進事例の調査・研究や既存バスの改善など、創意と工夫により利便性を高め、既存の公共交通手段のさらなる利用促進を図ります。また、公共交通が運行されていない地域の移動支援方法について、検討を進めます。

また、職員体制の変化に合わせた事業運営のあり方についても検討します。

<主な事業>

- ・公共交通機関の利用促進

社会福祉協議会の取り組み

高齢者や障がいのある人等が安心して移動ができるよう、今後の移動手段の確保について検討を進めることに加えて、職員体制の変化に対応できるよう事業運営の見直しを図ることにより、外出支援サービスの充実につなげます。また、地域にサービスを届ける仕組みについても検討します。

<主な事業>

- ・福祉有償運送事業
- ・外出支援サービスの提供

(2) 障壁のない環境づくり

身近な地域が安全に整備されていることは、健やかな地域コミュニティを育み、子どもや高齢者、障がいのある人等、地域に住む誰もが豊かな生活を送るための基盤を築くために大切です。

また、安全な地域環境の醸成は、高齢者や障がいがある人が安心して社会参加ができる体制にもつながります。

高齢者や障がいのある人等に対する思いやりや優しい心づかいを持ち、その気持ちを行動に移すことができる人を増やすことで、誰もがともに暮らすことができる地域社会をめざします。

① 利用しやすい安心・安全な公共施設等の設備

行政の取り組み
関係機関や関係団体との連携を強化し、経年劣化等に伴うタイミングに合わせ、公共施設等のバリアフリー化を推進します。
また、通学路交通安全プログラム等に基づき、安全に移動できる歩行環境の確保を図るため、歩道の整備や防護柵設置を実施など、円滑な移動環境の整備に取り組みます。
<主な事業>
・ 歩道整備事業
・ 公共施設の整備改修
・ 地区集会所改修への補助
社会福祉協議会の取り組み
積極的に地域住民や施設利用者からの声を行政に伝え、公共施設のバリアフリー化、歩道の新設や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等に安心・安全な環境づくりに協力します。

② 情報のバリアフリー化

行政の取り組み

町ホームページ、文字放送、防災行政無線、LINE、広報紙等の情報発信においては、ユニバーサルデザインを十分に考慮し、文字の大きさや色彩への配慮などを行い、障がいの有無や年代にかかわらず、誰にとってもわかりやすい情報の提供に努めます。

各種計画策定や政策検討を含めたまちづくり全般を行うにあたっては、子ども、高齢者、障がいのある人等の声を積極的に取り入れるとともに、主体的な参画を促します。

<主な事業>

- ・広報紙等の発行

社会福祉協議会の取り組み

広報紙等の情報発信においては、ユニバーサルデザインを十分に考慮し、文字の大きさや色彩への配慮などを行い、障がいの有無や年代にかかわらず、誰にとってもわかりやすい情報の提供に努めます。

各種取り組みの推進にあたっては、子ども、高齢者、障がいのある人等の声を積極的に取り入れるとともに、主体的な参画を促します。

<主な事業>

- ・広報紙等の発行

(3) 思いやる心を育む人権尊重意識の醸成

差別や偏見のない地域社会の実現は、地域に住む一人ひとりの多様性の尊重につながるとともに、住民の地域への安心感を高め、地域社会の調和を促進します。また、学校や地域において、様々な機会を通じて福祉について学習することにより、支援の大切さを知る機会をつくります。

① 人権尊重意識の醸成

行政の取り組み

地域において、文化人権講演会の実施や人権週間に広報記事を掲載するなど、学習・懇談の機会をつくることにより、住民一人ひとりが自立し、お互いを認め合い、国や文化が異なる人々も含め、ともに生きる地域社会の実現に努めます。

社会福祉協議会の取り組み

小学校・中学校での福祉教育やボランティア講座の実施など、福祉への理解を深める学習・懇談の機会を通じて、人権尊重意識の醸成を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民や団体、事業者やNPO団体、行政、社会福祉協議会、学校等、多様な人材・団体の協働によって実現します。中でも、地域住民は、子どもから高齢者まで誰もが地域福祉の担い手であり、計画づくりから実践に至るまで、中心的な役割を果たしています。

一方、福祉のあり方が救済的な措置から利用者本位の選択利用に変わる中で、福祉サービス事業者も地域福祉に果たす役割が大きくなっています。

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズに合った施策を展開するためには、地域住民をはじめ、社会福祉協議会や民生委員児童委員、事業者、NPO団体、ボランティア団体等多くの地域関係団体とのさらなる協働が不可欠です。これら地域関係団体と相互に連携を図り、地域福祉のネットワークを強化するなど、計画の着実な推進に向けた取り組みを展開します。

2 計画の進行管理

(1) 進捗状況の把握・評価

地域福祉を総合的に推進していくためには、計画の進捗状況の点検及び評価・分析は不可欠であり、「計画（Plan）－実施・実行（Do）－点検・評価（Check）－改善（Action）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の進行管理を強化していくことが必要となります。

また、地域の実情に応じた取り組みを具体的に進めるためには、計画の進捗状況の点検及び評価・分析を基に、新たな課題に対応した施策を検討していくことが求められます。

そこで、本計画の推進にあたっては、度会町地域福祉計画等推進委員会において、事業全体の進行・進捗状況の把握・確認を行い、事業の評価・検証、既存の施策の調整などに取り組んでいきます。

計画の進行・進捗に関する情報や評価・検証の結果等については、定期的に報告を行い、広く公表できるよう努めます。

(2) 計画の見直し

本計画の最終年度である令和11年（2029）年度は、次期計画の策定年度にあたります。計画の見直しにあたっては、社会福祉制度をめぐる情勢の変化や住民、団体や関連機関、地域から聴取した意見・提言を取り入れ、本町の地域福祉のさらなる推進を図ります。

1 計画策定の経過

日時	内容
令和4（2022）年10月19日（水） 第1回 度会町保健福祉事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■計画策定の概要について ■第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画にかかるアンケート調査の内容について
令和5（2023）年3月15日（水） 第2回 度会町保健福祉事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■アンケート調査結果報告 ■現行計画評価報告
令和5（2023）年6月28日（水） 第3回 度会町保健福祉事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■計画骨子案について
令和5（2023）年9月26日（火） 中学生ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ■中学生対象ワークショップの実施
令和5（2023）年10月18日（水）・19日（木） 福祉関係団体ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ■団体対象ワークショップの実施
令和5（2023）年11月24日（金） 第4回 度会町保健福祉事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■計画素案について ■パブリックコメントの実施について
令和5（2023）年12月14日（木）～28日（木） パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメントの実施
令和6（2024）年2月7日（水） 第5回 度会町保健福祉事業計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメント結果の確認 ■計画原案（最終案）について ■計画概要版について

2 ワークショップまとめ

(1) 中学生ワークショップ

実施概要

度会町第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画策定にかかるワークショップとして、度会町内で生活している中学生に、「自分たちが住みたいと思う度会町（将来像）」「地域の中で解決していく必要があること（課題）」「継続させていくべき取り組み（良いところ）」「自分たちができること」を話し合っていました。

参加者： 度会中学校2年A組・B組の生徒約60名

開催日時： 令和5年9月26日（火）

開催場所： 度会中学校体育館

ワークショップ意見まとめ（一部抜粋）

■自分たちが住みたいと思う度会町

- ・交通が便利で通勤・通学がしやすいまち
- ・町外からも人が遊びに来てくれるまち

■度会町の課題

- ・人口が少ない
- ・観光地が少ない
- ・交通手段が少ない
- ・道路が整備されていない
- ・夜道が暗いので道に街灯が欲しい
- ・飲食店が少ない
- ・病院が少ない
- ・交通の便が悪い
- ・知名度が低い

■度会町の良いところ

- ・自然が多い
- ・イベントが多い
- ・住民に優しい制度
- ・いろんな体験ができる
- ・山がたくさんあり生き物もたくさんいる
- ・きれいな水の川がある
- ・お米がおいしい
- ・お茶がおいしい
- ・空気がきれい
- ・お祭りなどの行事が多い
- ・避難所が多い

■自分たちができること

- ・自然を守る
- ・度会町の良さを知ってもらう
- ・募金をする
- ・自然を守るためにごみ拾いを行う
- ・川がきれいなことや山が美しいことを町外の人にSNS等を使ってPRする
- ・遊ぶ施設についての意見を役場の人などに聞いてもらう

(2) 福祉団体ワークショップ

実施概要

度会町第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画策定にかかるワークショップとして、度会町内で活動している福祉団体に所属する方に、「理想の度会町（町の将来像）」「町の課題」「団体を運営するうえでの課題」「自分たち（団体）ができること」を話し合っていました。

参加者	： 度会町内を拠点に活動する福祉団体に所属している方（13名）
開催日時	： 令和5年10月18日（水）・19日（木）
開催場所	： 度会町中央公民館（18日） 度会町役場（19日）

ワークショップ意見まとめ（一部抜粋）

■理想の度会町

- ・子どもが増え、皆がいいきと安心して暮らせるまち
- ・年齢、世代を超えて地域の一人ひとりの力を引き出して活躍できるまち
- ・福祉の充実したまちづくり ・心豊かで明るいまちづくり
- ・地域全体で見守りができる環境づくり
- ・豊かな自然を求めて多くの人を訪れるまち

■度会町の課題

- ・人口減少
- ・働く場所が少ない
- ・介護サービスが少ない
- ・町財源の問題
- ・空き家の増加
- ・老後の生活が不安
- ・老老介護が多い
- ・地域防災
- ・病院が少ない
- ・交通の便が悪い
- ・農業人口が少ない
- ・子どもが少ない

■団体を運営するうえでの課題

- ・協力し合う体制が必要
- ・個人情報の取り扱いで連絡が取りにくい
- ・リーダーとなる人が少ない
- ・若い人が少ない
- ・集まれる場所が少ない
- ・情報の共有・周知不足
- ・役員のなり手がいない
- ・高齢者が増加している

■自分たち（団体）ができること

- ・自分ごととして考える
- ・お助け隊に参加する
- ・SNSの活用・情報の発信
- ・高齢者の集う場所づくり
- ・近所の人へのあいさつや声かけを自発的に行う
- ・他地域との情報共有を行う
- ・シェアカーの利用など送迎の組織化
- ・ケーブルテレビの活用
- ・行政への提言、要望
- ・近所の見守り

3 度会町保健福祉事業計画策定委員会名簿

(任期：令和4年10月19日～令和6年3月20日)

(敬称略 順不同)

委員の区分	役職名	氏名
学識経験者	度会町議会議員	◎大野 原徳
福祉関係者	度会町民生委員児童委員協議会 会長	中村 嘉一 (～令和4年11月30日)
		門野 隆一 (令和4年12月1日～)
医療関係者	西川整形外科	西川 肅
保健関係者	保健師	下田 未来
関係団体 地域福祉	度会町社会福祉協議会 会長	○福井 利彦
関係団体 障がい	障がい者就業・生活支援センター「いくる」 主任就労支援ワーカー	御室 和世
関係団体 介護	度会町居宅介護支援事業所 管理者	藤井 晶
関係団体 健康増進・食育	度会町食生活改善推進協議会 会長	坂本 浩子
住民代表		小岸 隆
住民代表		縄手 一郎
行政関係者	総務課長	中井 宏明
行政関係者	みらい安心課長	山下 喜市
オブザーバー	国立長寿医療研究センター老年内科 医長	大西 丈二 (令和4年9月17日～)

◎会長 ○副会長

度会町第3期地域福祉計画
第2期地域福祉活動計画

発行：度会町

度会町社会福祉協議会

編集：度会町・長寿福祉課

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1

TEL：0596-62-1186

FAX：0596-62-0054

度会町社会福祉協議会

〒516-2103 三重県度会郡度会町棚橋 1202

TEL：0596-62-1117

FAX：0596-62-1738